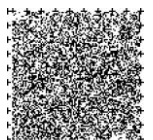


認め合い ともに輝く
男女共同参画おかやプランⅣ
2010-2014



長野県岡谷市

これは視覚障害のある方などのための音声コードです。特殊な機器を使用すると文書の内容を読み上げることができます。



“ 認め合い とともに輝く 岡谷 ” をめざして



少子高齢化の進展や社会経済情勢が急速に変化し、人々の価値観やライフスタイルが多様化するなか、男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されてから10年が経ちました。基本法では、男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題であると位置付けられています。

本市では、平成6年、平成12年と二次にわたり女性行動計画を策定いたしました。平成16年4月には、「岡谷市男女共同参画条例」を施行し、この条例の定めるところにより、平成17年に「男女共同参画おかやプランⅢ」を策定し、男女が対等に責任と喜びを分かちあって生きる男女共同参画社会をめざし、市民、事業者、教育関係者と行政の協働のもと、さまざまな施策の推進を図っております。

このたび、本市における男女共同参画に関する施策をさらに総合的・計画的に推進していくため、「男女共同参画おかやプランⅣ」を策定いたしました。

策定にあたりましては、市民意識調査やパブリックコメント、そして岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会の委員の皆様のご意見などを本計画へ反映するよう努め、さらに、岡谷市男女共同参画審議会におきまして、計画案を慎重にご審議いただきました。

また、計画をより効果的に推進するため、3点の重点目標をかげるとともに、計画の進捗状況を確認するため、数値目標を設定いたしました。

今後は、本計画に基づき、男女がともに支えあいながら、一人ひとりが輝くまちづくりに向けて、市民の皆様をはじめ、関係機関、各種団体、事業者の方々など、地域社会が一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご提言いただきました岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会ならびに岡谷市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、多数の貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

平成22年3月

岡谷市長 今井 竜 五

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の性格と位置づけ	5
4. 基本理念	6
5. 計画の期間	6
6. 計画の重点目標	7

第2章 計画の内容

岡谷市がめざす男女共同参画社会のすがた	8
計画の体系	9

I 男女共同参画社会に向けての意識づくり 11

具体的目標1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実<<重点目標①>>	12
具体的目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	15
具体的目標3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	17

II 男女がともに働きやすい環境づくり 19

具体的目標4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備	
<<重点目標②>>	20

III 男女がともにいきいき活動できる家庭・地域づくり 23

具体的目標5 地域における男女共同参画の推進	<<重点目標③>> 24
具体的目標6 家庭・地域で高齢者や障害者が 安心して暮らせるための環境整備	27

IV 男女の人権の尊重と生涯にわたる心身の健康づくり 29

具体的目標7 人権と生命の尊重	30
-----------------	----

市民のみなさんへ	33
----------	----

第3章 計画の推進

1. 推進体制の整備	35
2. 国、県、関係機関・団体との連携	35
3. 計画の進行管理	37

数値目標一覧表	38
---------	----

【参考資料】

- ・男女共同参画おかやプランⅣ策定の経過 40
- ・男女共同参画社会基本法 41
- ・岡谷市男女共同参画条例 45
- ・岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会設置要綱 49
- ・岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱 50
- ・名簿 52
- （ 岡谷市男女共同参画審議会委員
岡谷市男女共同参画計画策定検討委員
岡谷市男女共同参画推進協議会委員・幹事・専門部員 ）
- ・岡谷市男女共同参画審議会に対する市長の諮問と
岡谷市男女共同参画審議会から市長に対する答申 54
- ・男女共同参画に関する国内外の動き（年表） 57
- ・男女共同参画に関する現状 61
- ・用語の解説 62
- ・困ったときの相談窓口 65

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

急速に進行する少子高齢化や就業構造の変化、高度情報化の進展など社会経済情勢の変化の中で、家族や地域のあり方も多様化しています。このような状況に対応し、活力ある心豊かな社会を築いていくために、だれもがお互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

国は平成 11 年、男女共同参画社会基本法の施行にあたり、「男女共同参画社会の形成」を 21 世紀のわが国社会の最重要課題として位置づけました。

岡谷市では、これまで国際連合を中心とした国際社会の動向や、これにともなう国や県の動きと連動して、女性政策、男女共同参画政策を推進してきました。

平成 6 年には「岡谷市女性行動計画」、平成 12 年に「第 2 次岡谷市女性プラン」を策定し、さらに、男女共同参画社会の実現を総合的、計画的に推進することを目的として、平成 16 年には「岡谷市男女共同参画条例」を施行しました。

同年、この条例に基づいて「岡谷市男女共同参画審議会」を設置し、平成 17 年に「男女共同参画おかやプランⅢ」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

その結果、市民の意識は少しずつ変化してきていますが、今もなお固定的役割分担意識や慣習、しきたりが残されています。

そのため、国や県の男女共同参画計画等を勘案し、平成 21 年度をもって計画期間が終了する「男女共同参画おかやプランⅢ」の取り組みや実績を踏まえ、課題を明らかにしながら、男女共同参画社会づくりに取り組むうえでの指針となる新たな計画を策定するものです。



2. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連は 1975 年(昭和 50 年)を国際婦人年として以来、1995 年(平成 7 年)の北京会議に至るまでの 4 回にわたる世界女性会議や、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」などを通じて、男女平等に向けて地球規模での行動を展開してきました。

北京会議では、女性と健康、女性に対する暴力、女性とメディアといった 12 の重大領域について各国が取り組むべき視点を明らかにした「北京行動綱領」を採択しました。さらに、ニューヨークの国連本部で開かれた「女性 2000 年会議」では、北京行動綱領の目標や達成に向けて各国の決意を表明するとともに、女性に対する暴力に関する法律の整備や防止策など具体的な取り組みも提案され、さまざまな状況下における女性の多様な生き方と人権の擁護が確認されました。

2005 年(平成 17 年)には、ニューヨークの国連本部で「北京+10」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価等が行われ、これら成果文書の完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言等が採択されました。

2009 年(平成 21 年)の国連の女性差別撤廃委員会では、日本における女性差別の現状が 6 年ぶりに審査され、女性が離婚後 6 ヶ月しないと再婚できない民法 733 条の規定の撤廃、夫婦同姓、結婚可能年齢の男女差など民法の差別的規定の改正や女性の雇用環境の改善などについて、日本に早急に行動することなどを勧告しました。

(2) 国内の動き

国内においても、こうした世界の動きを受けて、1977 年(昭和 52 年)に「国内行動計画」を策定し、むこう 10 年間の女性に関する行政の課題や施策の方向を明らかにし、女性問題への本格的な取り組みを始めました。

1994 年(平成 6 年)には国内本部機構の充実強化を目的に、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」を設置し、「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

その後、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」等の改正や、家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進めました。

さらに 1999 年(平成 11 年)には、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を、21 世紀のわが国にとっての最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会形成の促進に関する地方公共団体の責務を明らかにしました。

2000 年(平成 12 年)には、「男女共同参画基本計画」を策定し、2001 年(平成 13 年)から内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」を置いて、一層強化した推進体制で取り組みを進めています。また、2005 年(平成 17 年)に「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が策定されました。

この間、女性に対する暴力に対処するため、2000 年(平成 12 年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001 年(平成 13 年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、2004 年(平成 16 年)、2007 年(平成 19 年)に法改正が行われました。

2006 年(平成 18 年)に「男女雇用機会均等法」が改正され、2007 年(平成 19 年)には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の改正、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

(3) 県の動き

長野県では、1980 年(昭和 55 年)に「長野県婦人行動計画」を策定しました。その後、行動計画は「新長野県婦人行動計画」、「さわやか信州女性プラン」、「信州女性プラン 21」、「パートナーシップながの 21」を経て、現在は平成 22 年度を目標年度とした「長野県男女共同参画計画(第 2 次)」により施策が推進されています。

1984 年(昭和 59 年)には女性の地位向上と福祉の向上を図るため、学習や活動の拠点として、岡谷市に「長野県婦人総合センター」がオープンし、現在は「長野県男女共同参画センター」と改称され、“あいとぴあ”の愛称で親しまれています。

2002 年(平成 14 年)12 月には、県民・事業者と県が協働して、性別によって制約されることなく、のびやかに暮らせる長野県をめざし、「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

(4) 岡谷市の取り組み

1965 年(昭和 40 年)には、工業のまちとして県下で最初に「長野県岡谷婦人の家」が設置され、1969 年(昭和 44 年)からは施設の管理運営が長野県から岡谷市に移管され「岡谷市婦人の家」として、2003 年(平成 15 年)3 月まで女性の福祉の増進、地位向上や能力開発等の事業を実施してきました。

(現在、婦人の家の機能は生涯学習館“カルチャーセンター”に引き継がれています。)

また、1984年(昭和59年)には、「長野県婦人総合センター」(現在の長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”)を市内女性団体の協力を得て誘致し、同センターの事業推進に協力しています。

《女性行政担当と女性行政推進協議会の設置》

1988年(昭和63年)には教育委員会に婦人対策担当(現在の男女共同参画担当)を設置し、女性問題に関する正しい認識の啓発など、女性行政の総合対策と総合調整を図り、女性の能力開発、女性特有の課題解決などに向けて、関係機関、関係団体と連携を図り事業を推進してきました。

また、1994年(平成6年)には、女性問題に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「岡谷市女性行政推進協議会」(現在の岡谷市男女共同参画推進協議会)を設置し、施策の推進を図っています。

2006年(平成18年)4月には、事業を推進する中で、教育・啓発目的から施策、課題対応に変化してきたことにともない、所管を教育委員会から総務部へ変更し、企画課に男女共同参画担当を設置しました。

(2009年(平成21年)組織改正にともない企画政策部企画課に名称変更)

《女性行動計画の策定と男女共同参画条例の施行》

1994年(平成6年)3月、「男女共同参画型社会の人づくりと活力と魅力ある住みよいまちづくり」を基本目標として、岡谷市の女性の現状と課題を明らかにし、課題解決の施策の方向を示した「岡谷市女性行動計画」を策定しました。

2000年(平成12年)3月には「第2次岡谷市女性プラン」を策定し、「男女共同参画社会の形成」をめざして、総合的に事業を展開してきました。

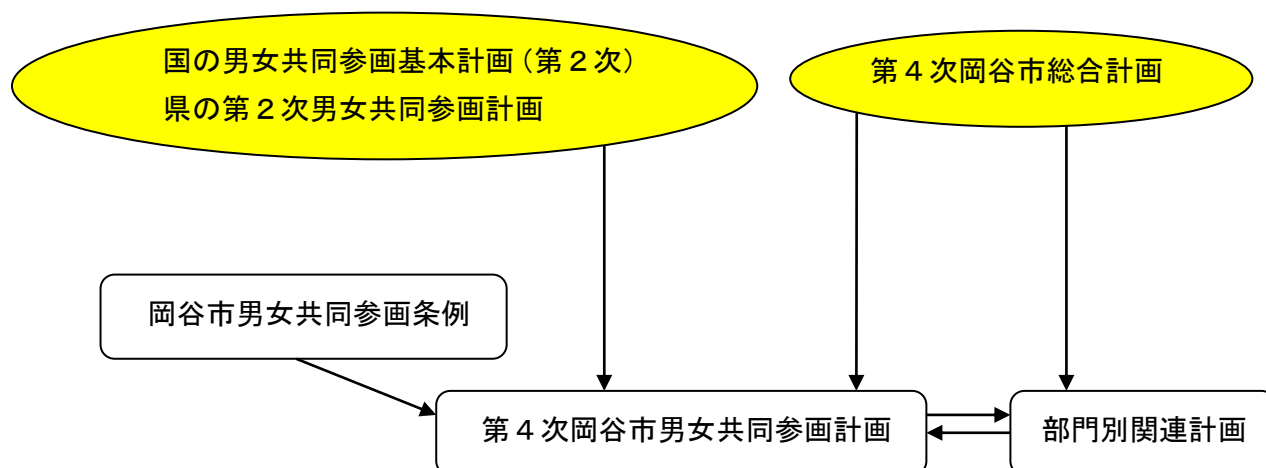
また、男女共同参画施策をより効果的に進めるため、2002年(平成14年)6月に、関係推進団体として「岡谷市男女共同参画推進市民会議(現在の岡谷市男女共同参画推進市民の会“パートナーシップおかや”)」を設立し活動支援を行うとともに、協働により多くの事業を展開しています。

さらに、男女共同参画社会の実現をめざして総合的、計画的に施策を推進することを目的として、2004年(平成16年)4月に「岡谷市男女共同参画条例」を施行し、同年6月には条例に基づいて「岡谷市男女共同参画審議会」を設置し、2005年(平成17年)3月には「男女共同参画おかやプランⅢ」を策定しました。

2010年(平成22年)3月には、男女共同参画社会づくりに取り組むうえでの新たな指針となる「男女共同参画おかやプランⅣ」を策定するものです。

3. 計画の性格と位置づけ

- この計画は「男女共同参画社会基本法」「岡谷市男女共同参画条例」の基本理念を尊重したものです。
- この計画は「岡谷市女性行動計画」「第2次岡谷市女性プラン」「男女共同参画おかやプランⅢ」の基本的な考え方をさらに発展させ、新たな課題に対応した岡谷市の進むべき基本方針を示すものです。
- 国の「男女共同参画基本計画」や「長野県男女共同参画計画」、「第4次岡谷市総合計画」及び庁内部門別関連計画との整合を図ります。
- 男女共同参画に関する市民意識調査や計画策定のための懇談会、男女共同参画審議会、男女共同参画計画策定検討委員会で出された意見や提言を反映し、その実施に当たっては、市民と行政がともに積極的に取り組むため、市民、事業者、教育関係者が具体的にどのように取り組むべきかわかりやすく示します。
- 「プランⅢ」を総括する中で、岡谷市男女共同参画審議会から新プラン策定に向けて「岡谷市の現状と課題」についての提言に基づき、具体的目標のうち3点の重点目標を設定し、効果的に男女共同参画の推進を図るものです。
 - 重点目標 ① 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実
 - 重点目標 ② 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備
 - 重点目標 ③ 地域における男女共同参画の推進
- 計画の進捗状況を客観的に把握、検証するために、目標値を設定します。



4. 基本理念

だれもがお互いに人権を尊重し認めあいながら、喜びも責任も分かちあい、自らの意思によって、家庭・地域・職場・学校などさまざまな分野に対等な立場で参画し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

*参加と参画

参加とは、組織の一員として活動に加わることで、参画とは、意思決定の場や計画づくりの場に加わることです。

○ 男女の人権の尊重

あらゆる差別を排し、基本的人権を尊重する社会をめざします。

○ 社会における制度・慣行についての配慮

昔からの風習や生活習慣にとらわれず、だれもがさまざまな活動ができるよう社会の制度や慣行のあり方を考えます。

○ 政策の立案や方針決定への共同参画

社会のあらゆる分野へ男女の多様な考え方を反映していくため、政策の立案や方針決定に共同参画できるための条件整備を推進します。

○ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族がお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動など、あらゆる場に対等な立場で参画できる環境づくりを推進します。

○ 国際的協調

国際社会における取り組みと密接な関係があることから、他の国々や国際機関の動向に配慮します。

5. 計画の期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

(2010 年度) (2014 年度)

6. 計画の重点目標

平成17年に策定された「男女共同参画おかやプランⅢ」は、岡谷市男女共同参画審議会において計画の進行管理を行ってきました。「プランⅢ」を総括する中で、審議会から新プラン策定に向けて「岡谷市の現状と課題」について提言をいただきました。この提言に基づき、岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会などからのご意見を踏まえ、岡谷市の課題の解決に向けて今後の施策の進め方を協議する中で、3点を重点目標としてかけ、積極的に取り組むこととしました。

重点目標 ① 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

《提言より》

「男女共同参画」という言葉の認知度は高くなっているが、岡谷市において条例や計画が策定されていることや男女共同参画に関する用語等を理解していない市民が多い。

そこで、男女共同参画社会がなぜ求められているのかを含めて広報活動等を通して一層啓発する必要がある。

重点目標 ② 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備

《提言より》

制度や法律（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等）及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義等について、事業主と従業員の相互理解を図り、女性の能力や活力を生かすとともに、ワークシェアリング等により男性女性ともに多様な働き方ができるようにする。

また、働く場が提供できるように、産業振興・起業支援等について、まちづくりの視点から一層力を入れる必要がある。

乳幼児だけでなく子育ては親の責任においてなされるべきもの。女性に任せがちな子育てや介護をともに担うと同時に社会福祉制度等を活用し、仕事と家庭の両立により、経済的な自立とともに社会貢献ができるように、男性女性ともに働き方の見直しをしたい。

また、両立を可能とする子育てや介護等の支援を一層進めたい。

重点目標 ③ 地域における男女共同参画の推進

《提言より》

自治会の規約や地域の慣習・しきたり等を見直し、女性の社会参画を進めるように配慮したり、高齢者福祉や子育て支援等地域活動に男女がともに取り組めるようにする。

男性に比べて政策決定の場等に進出する機会の乏しかった女性も、社会づくりの一員として積極的に取り組み自己啓発をするとともに、自立して地域・職場等の構成員として能力を発揮したい。また、当面積極的な格差是正措置（ポジティブアクション）により、女性の能力や活力を生かしたまちづくりをしたい。

第2章 計画の内容

岡谷市がめざす男女共同参画社会のすがた

だれもが互いに人権を尊重し認め合いながら、喜びも責任も分かち合い、自らの意思によって家庭・地域・職場・学校など、さまざまな分野に対等な立場で参画し、一人ひとりの個性と能力が十分発揮され、いきいきと生活しています。

地域力の向上

○固定的な性別役割分担による慣習やしきたりが見直され、男性も女性も対等に企画や方針決定に関わるとともに、ボランティア活動や地域活動へ主体的に参加し、だれもが安心して暮らせる地域づくりに貢献し、住みよさを実感しています。

職場環境の充実

○募集・採用や、配置・昇進・賃金などでの男女格差が解消され、個性・能力・意欲などが十分に発揮できています。
○家庭生活や地域活動とのバランスのとれた労働時間で、女性も男性も共にゆとりと充実感を持って働いています。

教育環境の充実

○お互いの性と個性が尊重され、協力しあう子どもたちが育っています。
○「男だから、女だから」にとらわれず、自分らしさを大切にして自立心が育まれています。
○男女の別なく個人の適性を尊重した進路選択が行われています。

家庭生活の充実

○女性だけでなく男性も積極的に家事・育児・介護などに参画し、喜びも責任も分かち合い明るく楽しい家庭生活を送っています。
○子育てでは男性も対等に関わって子育ての喜びと責任を共有しています。また、地域の人たちの支援や多様な保育サービスを受けながらゆとりを持って子育てしています。
○介護では、男性も女性も共に関わり、家族で協力しあっています。多様な介護サービスを受けながら、高齢者や一人暮らしになっても、安心して暮らしています。
○高齢者も社会参画することにより、生きがいを持って生活しています。
○互いの人権を尊重し、よりよいパートナーシップが築かれています。

計画の体系

男女共同参画社会の実現をめざして

項目	具体的目標	施策	具体的施策
Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり	【重点目標①】 1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	(1) 広報などによる啓発活動の推進	・多くの市民が参加しやすい講演会やセミナーを実施します。（企画課） ・関係市民団体との意見交換や交流を深め、市民レベルでの活動を広げます。（企画課） ・「男女共同参画週間」の周知と意識啓発を行います。（企画課） ・市職員研修を実施し意識改革を図ります。（総務課・企画課） ・広報・ホームページ・シルキーチャンネルなどで情報提供を行います。（企画課） ・出張フォーラムや出前講座を実施します。（企画課・生涯学習課）
		(2) 意識や実態の調査と分析情報の提供	・市民の意識や実態の調査を実施します。（企画課） ・職場における男女の意識や実態の調査を実施します。（企画課） ・調査結果を公表し、啓発活動や施策の推進に活かします。（企画課）
	2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	(1) 審議会等への女性の参画の推進	・審議会等委員の公募制を推進するとともに、女性の参画を促進します。（全課・企画課） ・女性の参画意識の啓発を行い女性自身の意識改革を進めます。（企画課）
		(2) 働く場における女性の職域拡大と管理職などへの登用の促進	・女性の職域拡大と管理職登用についての啓発を行います。（工業振興課） ・労務担当者、採用担当者への研修会を実施します。（工業振興課）
		(3) あらゆる分野で女性が活躍できるための人材の育成	・女性の能力開発のための情報提供を行います。（工業振興課） ・女性リーダー育成のための学習の場や情報の提供を行います。（企画課）
	3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1) 保育園・幼稚園・学校での教育の推進	・男女共同参画の視点で個性を尊重した指導・進路指導を推進します。（子ども課・教育総務課） ・保護者に対して男女共同参画についての啓発を行います。（子ども課・教育総務課） ・保護者を対象とした男女共同参画の学習の場を提供します。（子ども課・教育総務課・企画課） ・保育園・幼稚園・学校における人権教育を推進します。（子ども課・教育総務課・企画課）
		(2) 家庭・地域・職場での学習の推進	・ライフステージにあわせた男女共同参画に関する学習の場を提供します。（生涯学習活動センター） ・人権に関する講座や学級を開講します。（生涯学習課） ・日常生活における役割分担意識の是正・啓発を行います。（企画課・子ども課） ・保育士・教職員の研修を充実します。（子ども課・教育総務課）
		(3) 国際交流と国際社会の動向を踏まえた参画意識の向上	・（財）岡谷市国際交流協会と連携し、男女共同参画の視点に立った国外の情報提供や国際理解・交流の推進を図ります。（企画課） ・国際理解に関する講座や語学講座を充実し、国際理解の推進を図ります。（生涯学習活動センター） ・学校において国際理解教育を推進します。（子ども課・教育総務課）
	Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり	【重点目標②】 4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備	(1) 働き方の見直しとライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実
(2) 雇用や労働に関する法律・制度の活用と女性のチャレンジ支援			・事業所などに男女雇用機会均等法など関係法制度の周知・啓発を行います。（工業振興課） ・職場におけるセクシャル・ハラスメント防止の啓発を行います。（工業振興課） ・女性の就業・再就職の情報提供やセミナーを行います。（工業振興課） ・起業をめざす女性への支援を推進します。（工業振興課・商業観光課）
(3) 農業を含む自営業における労働環境の整備			・家内労働法・家族経営協定等関係法制度の周知・啓発を行います。（工業振興課・農林水産課） ・知識・技術習得・経営管理能力向上のための研修会等の開催と情報の提供を行います。（工業振興課・商業観光課・農林水産課）
Ⅲ 男女がともにいきいき活動できる家庭・地域づくり	【重点目標③】 5 地域における男女共同参画の推進	(1) 慣習やしきたりの見直しと地域活動への共同参画の推進	・区の役員など女性が参画しやすい組織づくりのための意識啓発を行います。（企画課） ・保護者会やＰＴＡ役員などへ働きかけ、共同参画を推進します。（子ども課・教育総務課） ・地域住民の消防団活動に対する理解を高め、女性消防団員の積極的な入団促進を行います。（消防課） ・男女のニーズの違いに配慮した防災体制づくりに努めます。（危機管理室） ・地域のボランティア活動などへ、男性女性に限らずともにいきいきと参加できるよう働きかけます。（社会福祉課） ・地域全体で社会を支える組織として、地域サポートセンターを設置促進します。（社会福祉課）
	6 家庭・地域で高齢者や障害者が安心して暮らせるための環境整備	(1) 高齢者や障害者の社会参画の促進	・高齢者や障害者への就労支援を行います。（工業振興課・社会福祉課） ・高齢者や障害者の相談窓口の充実と社会参画への支援をします。（社会福祉課・介護福祉課・健康推進課） ・高齢者の生きがいづくりのため、講座や学習活動の場の提供や地域における地域福祉活動などの社会参加を支援します。（生涯学習活動センター・介護福祉課）
		(2) 男女がともに支えあう介護の促進と地域全体で支える介護サービスの充実	・介護保険制度の円滑な運営と障害者の自立を支える福祉制度の促進と介護サービスの充実を図ります。（介護福祉課・社会福祉課） ・地域包括支援センターでは要援護者への支援とともに権利擁護の周知を図り、相談体制を充実させます。（介護福祉課・社会福祉課）
	Ⅳ 男女の人権の尊重と生涯にわたる心身の健康づくり	7 人権と生命の尊重	(1) 男女間の暴力をなくすための取り組みの推進
(2) 男女の性の違いに関する正しい理解と母子保健の充実			・人権尊重の視点から男女の性の違いについて理解するよう啓発します。（教育総務課・健康推進課） ・生命尊重の視点から妊娠・出産等に関する健康支援を行います。（健康推進課）

I 男女共同参画社会に向けての意識づくり

市民の男女共同参画に対する意識は、男女平等に向けた法令・各種制度の整備や様々な啓発活動により、年々高まってきています。

しかし、長い歴史の中で作り上げられてきた慣習やしきたりにより、「男は仕事、女は家庭」という性別によって男女の役割を固定的に考える意識がまだ根強く、男女共同参画を阻んでいる傾向があります。

男女共同参画社会の実現のためには、こうした意識を解消し、すべての男女が男女共同参画社会に対する理解を深め、自らの意識や行動を変えていくことが必要です。

そのために、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場面において根気よく意識啓発を続け、男女が尊重し合い、支え合える社会づくりを進めます。

具体的目標1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実 <<重点目標①>>

具体的目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

具体的目標3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

具体的目標 1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実 <<重点目標①>>

【これまでの取り組みと課題】

市民に男女共同参画について理解してもらうために、岡谷市ホームページやシルキーチャンネルなどによる情報提供をはじめ、岡谷市男女共同参画推進市民の会と協働で、男女共同参画週間（6月）でのパネル展示や、「広報おかや」への記事掲載（年4回）、また、各種団体の総会・学習会、保育園の家庭教育学級などに直接出向き、男女共同参画に関する講演等を行う「出張フォーラム」や、年1回「男女共同参画おかや市民のつどい」を開催するなど、あらゆる機会を通じて啓発を行ってきました。

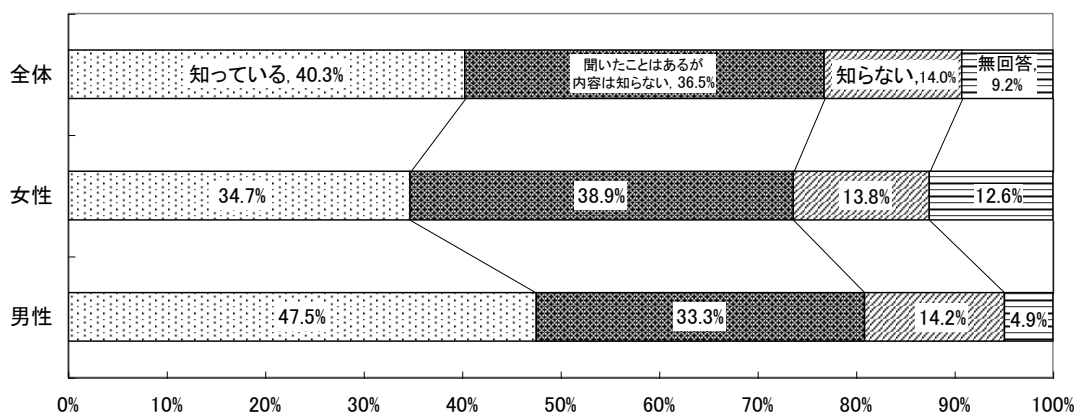
これらの取り組みにより、「男女共同参画」という言葉の認知度は高くなっていますが、条例や計画が策定されていることや男女共同参画に関する用語などについて、正しく理解している人はまだまだ少ないのが現状です。

また、男性や若い世代において講演会等への参加者が少ない状況もあり、参加者を増やすことが今後の課題となっています。

計画策定にあたり、平成20年に、満20歳以上の男女1,000人を対象に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の中で、「男は仕事、女は家庭」という考え方について聞いたところ、「同感しない人」が「同感する人」の割合を上回っていますが、女性においては、前回調査から「同感する人」の割合が増え、「同感しない人」の割合が減っている状況があり、性別による固定的役割分担意識の大きな変化が見られません。年代別で見ると若い世代のほうが「同感しない」と答えた人の割合が高い傾向があり、年代によって意識の違いが見られます。

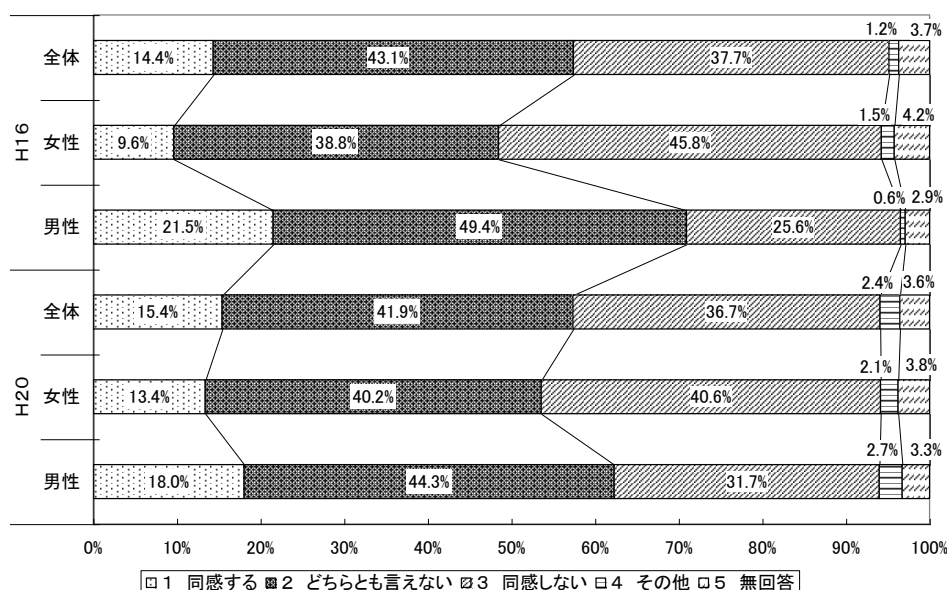
旧来の意識がまだまだ根強い中で、男女共同参画意識を醸成していくためには、今後とも継続的な啓発事業を展開するとともに、市民と協働しながら、市民により分かりやすい啓発活動を実施していく必要があります。

Q 「男女共同参画社会」についてどの程度知っていますか

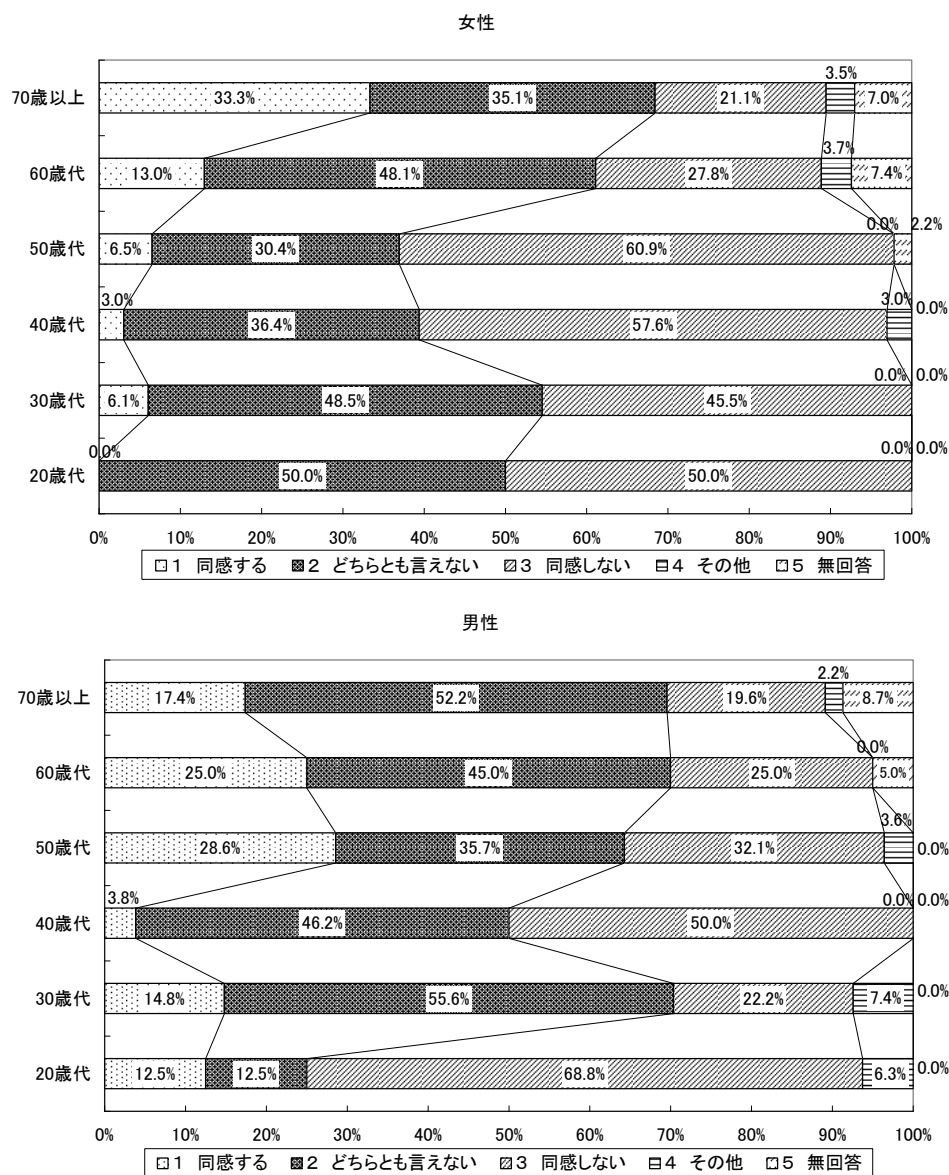


資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H20）

Q「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思われますか



【男女年齢別比較】



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H20）

【施策の方向】

男女共同参画社会がなぜ求められているのかなどの理解をさらに深めるとともに、慣習やしきたりの見直しや男女平等意識の浸透を図るために、引き続き広報などによる情報提供や、地域等に積極的に出向き「出張フォーラム」や「出前講座」を行い計画の周知を図るなど、岡谷市男女共同参画推進市民の会と協働で啓発活動を進めます。

さらに「男女共同参画おかや市民のつどい」の内容を充実させ、男性や若い世代をはじめ多くの市民が参加しやすい講演会等を市民の皆さんと協働で実施します。

また、年代によって意識の違いがあることから、高齢者と若い世代それぞれの年代に合わせた啓発活動を行います。

このほか、市職員一人ひとりが男女共同参画の意識をもって計画を推進するよう研修等を実施し、意識改革を図ります。

《具体的施策》

(1) 広報などによる啓発活動の推進

- ・多くの市民が参加しやすい講演会やセミナーを実施します。
- ・関係市民団体との意見交換や交流を深め、市民レベルでの活動を広げます。
- ・「男女共同参画週間」の周知と意識啓発を行います。
- ・市職員研修を実施し意識改革を図ります。
- ・広報・ホームページ・シルキーチャンネルなどで情報提供を行います。
- ・出張フォーラムや出前講座を実施します。

(2) 意識や実態の調査と分析情報の提供

- ・市民の意識や実態の調査を実施します。
- ・職場における男女の意識や実態の調査を実施します。
- ・調査結果を公表し、啓発活動や施策の推進に活かします。

【目標指標・数値】

指 標 名	現 状 値	目 標 値 (平成26年度)
「男女共同参画社会」の用語の周知度 (知っている)	40.3% (平成20年度市民意識調査)	60.0% (平成25年度市民意識調査)
地域で開催する「出張フォーラム」など への参加者数	590人 (平成20年度実績)	800人

具体的目標 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

【これまでの取り組みと課題】

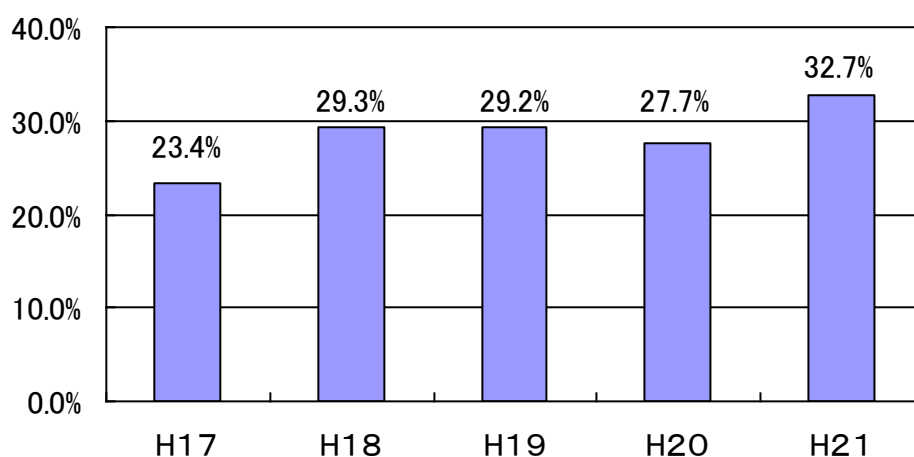
男女共同参画の視点に立った社会組織や制度をつくるためには、あらゆる分野に女性の意見や考えを反映させていく必要があります。

本市の審議会等委員への女性の登用については、「岡谷市審議会等の設置及び運営に関する指針」の中で女性の積極的な委員登用を掲げ、庁内掲示板や会議等あらゆる場面において周知してきました。その結果、平成21年4月1日現在で、審議会等の女性委員登用率は32.7%となり、プランⅢのスタート時の23.4%に比べると多くなっていますが、36の審議会等のうち3審議会では女性委員が一人もいない状況です。さらなる女性委員の登用と女性のいない審議会等をなくすることが課題となっています。

また、一方で女性自身にも政策・方針決定の場に参画することに消極的な人が多く、女性の意識改革も必要です。

本市では、人材育成を目的に、国、県主催のセミナーや講座などの情報提供や、全国規模で開催される会議（「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議（内閣府主催）」、「日本女性会議」）への参加者を広く呼びかけ、人材育成に努めていますが、若い世代の参加者が少ないことが課題となっています。

岡谷市の審議会等における女性委員の割合



【施策の方向】

女性のやる気や能力を、地域・社会活動やまちづくりに反映させることが大切であることから、女性自身の参画意識を高めるための啓発や、女性の人材の発掘・育成に努め、政策・方針決定過程への、より一層の女性の参画を図ります。

また、さらなる女性委員の登用や女性のいない審議会等をなくするために公募制を推進するなど、選任方法の見直しを進めます。

《具体的施策》

(1) 審議会等への女性の参画の推進

- ・ 審議会等委員の公募制を推進するとともに、女性の参画を促進します。
- ・ 女性の参画意識の啓発を行い女性自身の意識改革を進めます。

(2) 働く場における女性の職域拡大と管理職などへの登用の促進

- ・ 女性の職域拡大と管理職登用についての啓発を行います。
- ・ 労務担当者、採用担当者への研修会を実施します。

(3) あらゆる分野で女性が活躍できるための人材の育成

- ・ 女性の能力開発のための情報提供を行います。
- ・ 女性リーダー育成のための学習の場や情報の提供を行います。

【目標指標・数値】

指 標 名	現 状 値	目 標 値 (平成26年度)
審議会等における女性委員の登用率	32.7% ※ (平成21年4月1日現在)	40.0%

※ 参考

平成21年4月1日現在、審議会等における女性委員数は、658人のうち215人となっています。



具体的目標3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【これまでの取り組みと課題】

次世代を担う子どもたちが成長する過程で、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を尊重する男女平等の意識が自然と身につけられるような教育を、幼児期では遊びをとおし、学校では全教育活動の中で、人権意識や男女平等などの意識を育てる学習内容や指導方法を工夫して取り組んでいます。

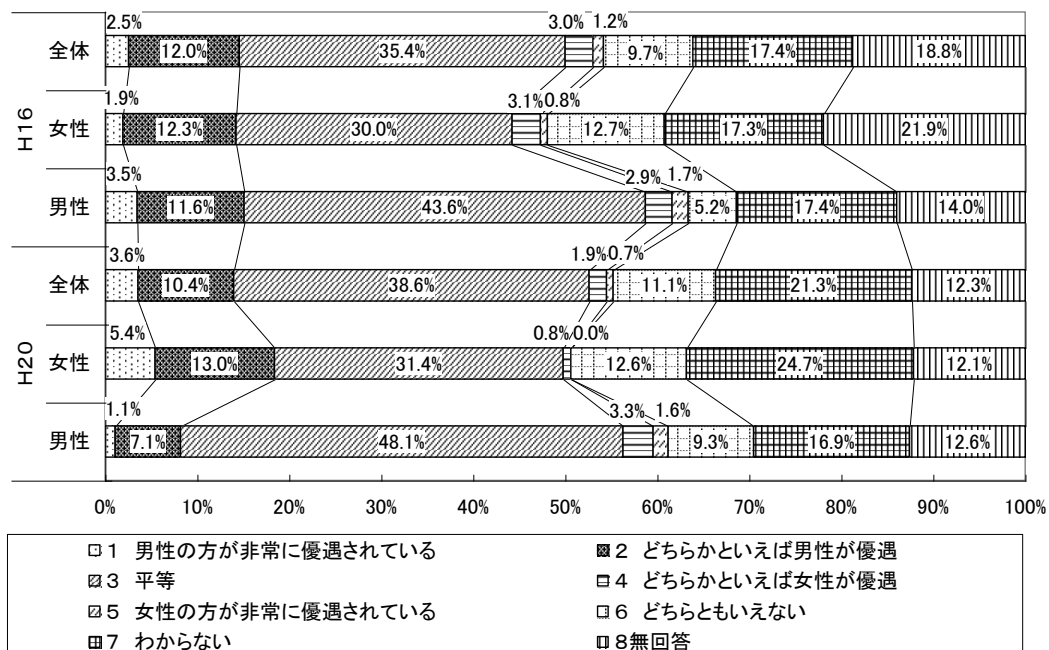
また、子どもたちに自然な形で男女共同参画を根づかせたいと作成されたマンガ冊子「わたしらしく あなたらしく」を市内の小学5年生に配布し、授業や学級の時間や家庭等で活用し、子どもたちの男女共同参画の意識づくりに役立てています。

家庭・地域においては、地域社会の慣習やしきたりの中に残る「男のすること、女のすること」といった役割分担を見直すために、男女共同参画や人権に関する講座や出張フォーラム等を開催し啓発を行ってきましたが、長い時間をかけて形つくられた意識をすぐに変えることは難しく、今後も引き続きあらゆる機会をとおして意識改革に取り組む必要があります。

社会のあらゆる分野において国際化が進む中、本市では、(財)岡谷市国際交流協会と連携して、市民や各種団体、企業等、各層を対象にさまざまな国際交流事業を実施し、地域における国際理解の推進を図っています。

男女がともに尊重し合い、自立した生活ができるための教育や国際理解教育をさらに進める必要があります。

Q「学校教育の場」における男女の平等についてどう思われますか



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H20）

【施策の方向】

引き続き男女共同参画の視点に立った教育を推進し、性別に関わりなく個人を尊重する男女平等の意識を持った児童・生徒を育成します。

大人についても性別による固定的役割分担意識を解消するために、家庭・地域・職場において、男女共同参画に関する講座等を開催します。

また、男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと密接に関係していることから、男女共同参画に関する情報収集・提供を行うとともに、国際交流や学習を通して国際理解を深めるなど、国際的視野に立った事業を推進します。

《具体的施策》

(1) 保育園・幼稚園・学校での教育の推進

- ・男女共同参画の視点で個性を尊重した指導・進路指導を推進します。
- ・保護者に対して男女共同参画についての啓発を行います。
- ・保護者を対象とした男女共同参画の学習の場を提供します。
- ・保育園・幼稚園・学校における人権教育を推進します。

(2) 家庭・地域・職場での学習の推進

- ・ライフステージにあわせた男女共同参画に関する学習の場を提供します。
- ・人権に関する講座や学級を開講します。
- ・日常生活における役割分担意識の是正・啓発を行います。
- ・保育士・教職員の研修を充実します。

(3) 国際交流と国際社会の動向を踏まえた参画意識の向上

- ・(財)岡谷市国際交流協会と連携し、男女共同参画の視点に立った国外の情報提供や国際理解・交流の推進を図ります。
- ・国際理解に関する講座や語学講座を充実し、国際理解の推進を図ります。
- ・学校において国際理解教育を推進します。

【目標指標・数値】

指 標 名	現 状 値	目 標 値 (平成26年度)
「学校教育の場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	38.6% (平成20年度市民意識調査)	50.0% (平成25年度市民意識調査)

Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

就業は人々の生活を支える基本であり、その機会を得ることは性別にかかわらず保障されなければならないものです。

少子高齢化が進む中、豊かな社会を築いていくためには、男女がともに社会の担い手として働くことが必要となっています。

女性にとって就業は、自立を図る上で大きな役割を果たすものであり、社会参画の機会でもあります。しかし、女性を取り巻く労働環境は改善が図られているものの依然厳しいものがあり、家庭と仕事の両立が難しい状況となっています。

また、男性についても仕事中心の意識やライフスタイルの見直しが求められており、男女がともに充実した生活を送れるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、国・県などの関係機関・団体や企業と連携を図りながら取り組む必要があります。

具体的目標4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備 《重点目標②》

具体的目標 4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備

《重点目標②》

【これまでの取り組みと課題】

平成20年度に実施した市民意識調査の結果から、ほとんどの人が女性が職業をもつことを肯定していますが、女性の**労働力率***は、育児期に低下する傾向がみられ、育児が就労の継続を困難にする要因となっています。

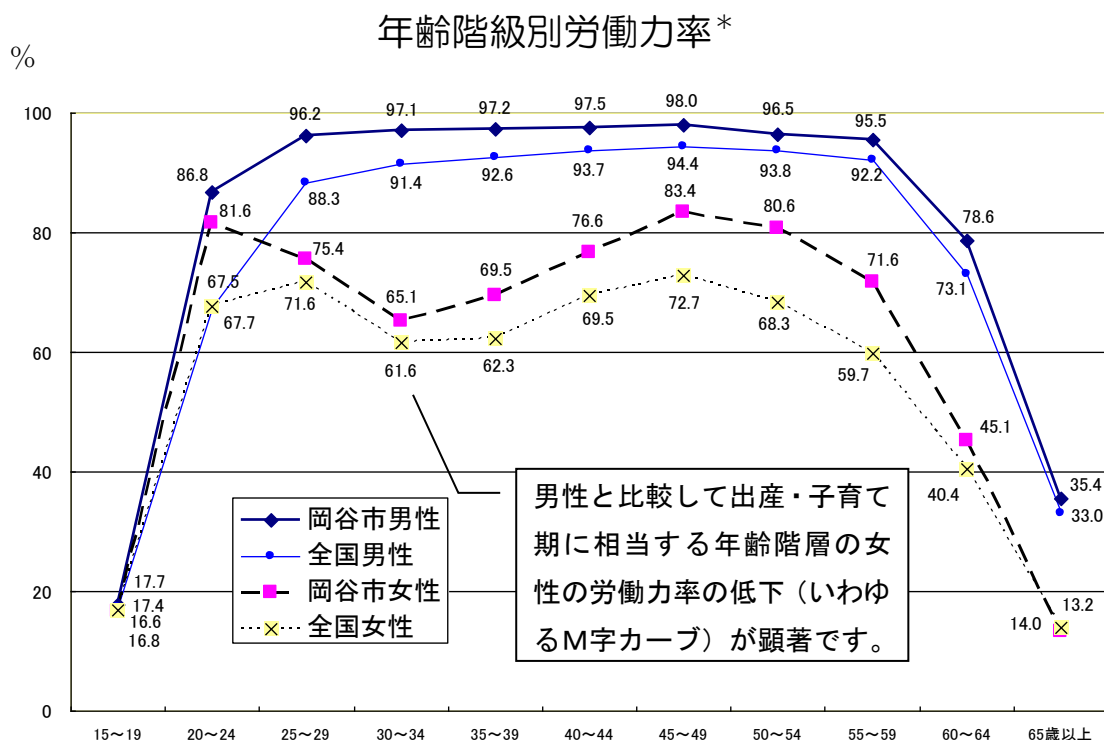
***労働力率**＝「15歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合

労働力人口＝就業者＋完全失業者（働いていない者のうち、就業が可能であって求職活動をしている者）

育児・介護休業法により、仕事と育児や介護の両立を図っていくための施策の充実が図られています。本市では、労務管理研修会やパンフレットの配布等を通じて、周知・啓発に努めていますが、現実には休業制度の規定があるものの、その内容が認知されていなかったり、取得しづらい環境などから、十分に活用がなされていない現状があります。また、女性は出産・育児等で仕事を中断した後、家庭に支障のない範囲で働くことを考えてパートタイム労働者、派遣労働者などの非正規労働者として働く場合も多く、不安定な雇用環境に置かれています。

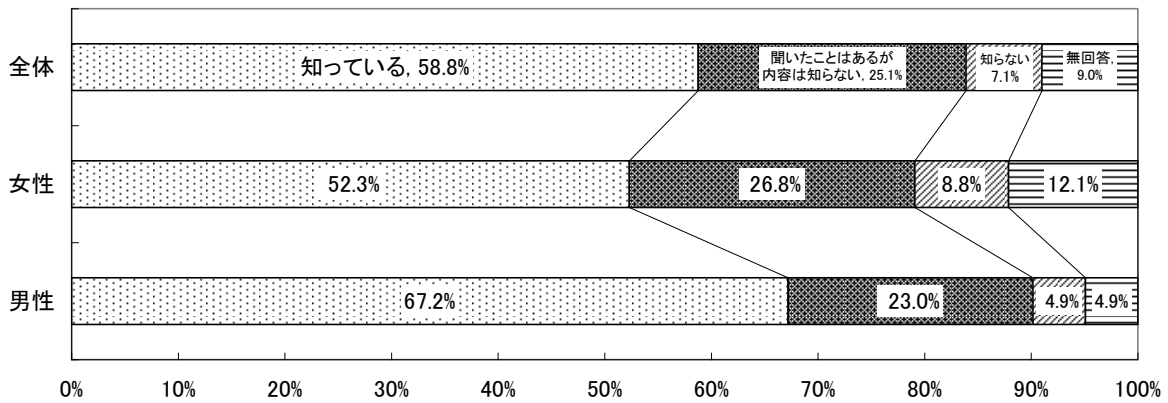
このことから本市では、労働と子育てを両立していくことを希望する女性を支援する「母親就労支援事業」において、「働く女性応援セミナー」や「再就職準備セミナー」を実施するなど、積極的に就労や生活向上に取り組めるよう意識啓発を行ってきました。この事業をより多くの女性が活用できるよう、情報を必要としている人に対して効果的に情報を伝える方法をさらに検討していく必要があります。

また、男女がともに仕事と子育て・介護を両立することができる環境の整備や、農業を含む自営業者の労働環境の整備を進めることも必要です。

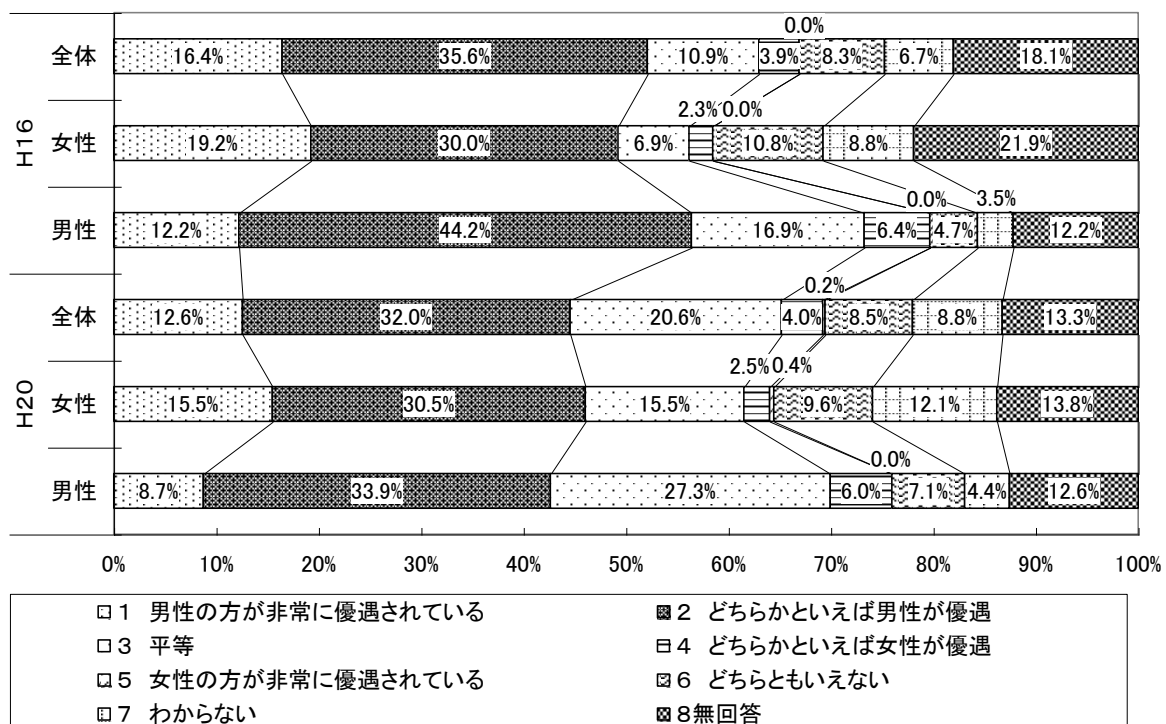


資料：平成17年国勢調査を基に作成

Q 「男女雇用機会均等法」についてどの程度知っていますか



Q 「職場」における男女の平等についてどう思われますか



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H20）

【施策の方向】

経済・雇用状況が変動する中ではありますが、事業所に対し男女がともに育児・介護休業を取得しやすく、働きやすい職場環境の整備の促進に向け啓発活動を進め、実質的な男女の均等確保に向け、関係法令の遵守と男女間の格差を解消する積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）について理解と促進を図ります。

男女がともに支えあい仕事と家庭を両立するためには、これまで家庭への参画が少なかった男性の意識づくりを進めるとともに、労働時間の短縮など働き方の見直しをするために仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組企業の事例等の紹介や情報提供を行います。

また、男女がともに育児をしながら安心して働き続けられるように、長時間保育や病児・病後児保育事業など、多様な保育サービスの充実に努めます。

就業環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメントの防止など、女性が働きやすい環境の整備のほか、適正な労働条件の整備の促進について関係機関との連携による対応も検討しながら啓発活動を進めます。

事業所では男女を問わず能力や適性を重視した人材の確保に努めるような情勢もあることから、職業選択の幅をさらに広げることができるよう、女性の職業能力の開発・向上を支援します。また、農業を含む自営業に従事する女性の地位向上や労働条件、生活環境の改善を図るための啓発活動を推進します。

《具体的施策》

(1) 働き方の見直しとライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

- ・産前・産後休暇、育児・介護休業等が取得しやすいよう、制度等について啓発・普及を行います。
- ・男性の家事・育児への参加を進めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します。
- ・多様な保育サービスの充実と施設の整備を推進します。
- ・学童クラブの充実と施設の整備を推進します。
- ・ひとり親家庭の自立のための経済的支援と就労支援を行います。
- ・介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの充実を図ります。
- ・子育ての情報提供や相談体制を充実します。

(2) 雇用や労働に関する法律・制度の活用と女性のチャレンジ支援

- ・事業所などに男女雇用機会均等法など関係法制度の周知・啓発を行います。
- ・職場におけるセクシャル・ハラスメント防止の啓発を行います。
- ・女性の就業・再就職の情報提供やセミナーを行います。
- ・起業をめざす女性への支援を推進します。

(3) 農業を含む自営業における労働環境の整備

- ・家内労働法・家族経営協定等関係法制度の周知・啓発を行います。
- ・知識・技術習得・経営管理能力向上のための研修会等の開催と情報の提供を行います。

【目標指標・数値】

指 標 名	現 状 値	目 標 値 (平成26年度)
「男女雇用機会均等法」の周知度 (知っている)	58.8% (平成20年度市民意識調査)	65.0% (平成25年度市民意識調査)
「職場」で男女の地位が平等になっている と思う人の割合	20.6% (平成20年度市民意識調査)	30.0% (平成25年度市民意識調査)
女性対象の 再就職準備セミナーの参加者人数	15人 (平成21年度実績)	30人
ファミリー・サポート・センターの 登録会員数(依頼会員+提供会員)と 利用回数	登録会員数 163人 利用回数 167回 (平成22年1月末現在)	登録会員数 200人 利用回数 360回

Ⅲ 男女がともにいきいき活動できる家庭・地域づくり

男女がともに責任を持ち、積極的に地域活動に参画していくことができる環境の整備に努める必要があります。

PTA や地域活動において、女性は積極的に参画していますが、慣習やしきたりによる固定的役割分担意識のため、役職は男性が多くを占め、方針決定においても男性の意思が優先されがちです。今後一層、男女がともに参画しやすい環境づくりを進めるとともに、女性自身があらゆる分野で積極的に責任を果たしていくための意識改革も必要となっています。

高齢化の進展にともない、介護を要する高齢者が増加する一方、核家族化への家族形態の変容により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。その中で、女性は男性に比べ平均寿命が長いこともあり、ひとり暮らしになる可能性が高く、そのことによる多くの問題も抱えています。

また、高齢者や障害者の介護は女性に偏りがちで、女性の社会参加の障害になっています。介護者の負担を軽減するため、介護・福祉サービスの充実を図る必要があります。

高齢者が豊富な知識や長年培った経験、技能を生かした就労や、地域コミュニティ活動、ボランティア活動をとおして社会参加しながら、支えられる側ではなく地域社会の担い手として参画することが期待されています。

また、団塊世代が高齢期を迎える中、高齢期の男女が、豊かに生きがいを持って暮らすためには、介護などの中で男女共同参画の視点や性に配慮した取り組みが重要となっています。

具体的目標5 地域における男女共同参画の推進 <<重点目標③>>

具体的目標6 家庭・地域で高齢者や障害者が 安心して暮らせるための環境整備

具体的目標 5 地域における男女共同参画の推進 <<重点目標③>>

【これまでの取り組みと課題】

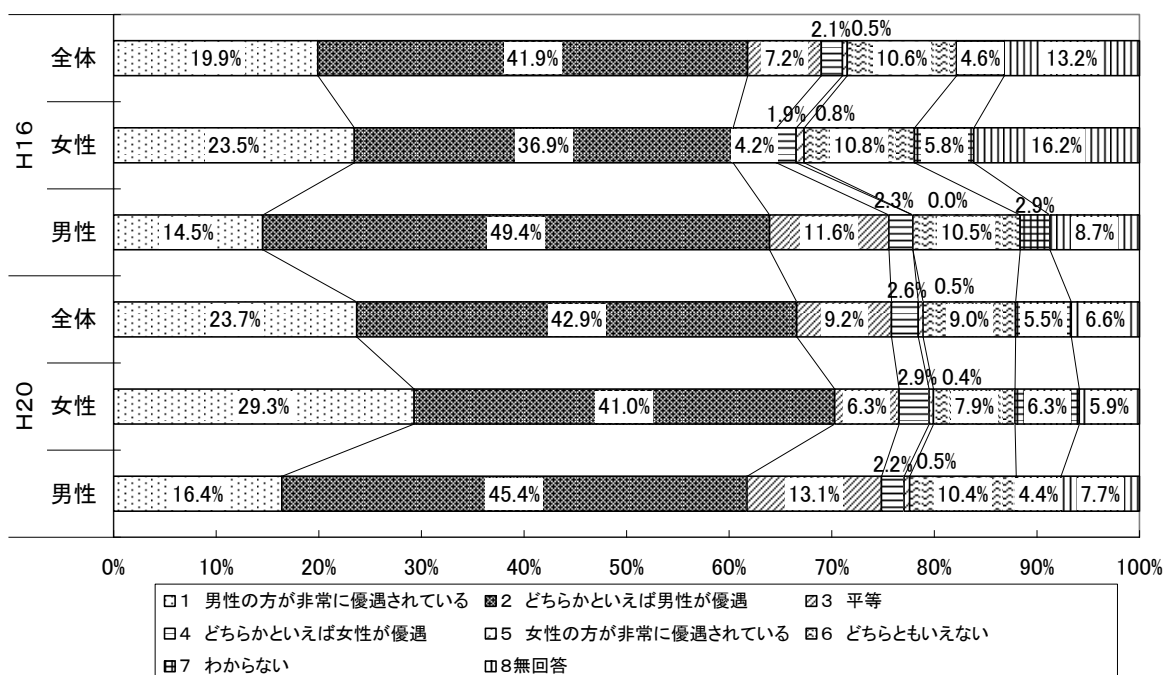
本市では、平成21年4月現在、女性の区長や小中学校PTA会長がいない状況です。このことは、慣行や社会通念上の性別による役割分担が存在し、男女共同参画を阻む要因の一つとなっているといえます。

そこで、地域の区議員や役員等への女性の参画を進めるために、男女共同参画推進市民の会とともに、女性区議員を集めて意見交換会等を行ってきました。その中で、「役員等の依頼があった時には断らない」「区議会議員になったことで区政に関心をもつことができた」「常に問題意識を持って区会に臨むことが大切」「女性も男性も意識改革が必要」「家族の理解が必要」などの意見が出されました。

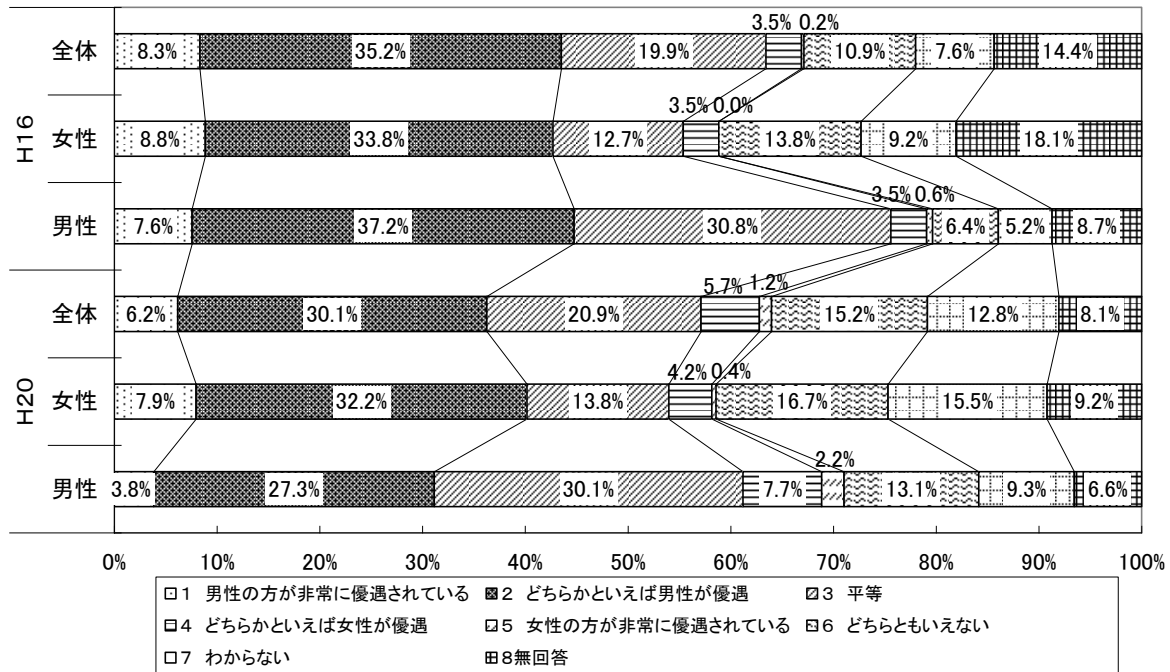
また、働く男性は職場中心のライフスタイルに偏りがちな人が多く、地域社会との結びつきが希薄になっていることもあり、地域のボランティア活動等にはむしろ男性よりも女性の方が積極的に参加しています。その反面、区の役員は女性が少ないことから、男女の意識改革とともに女性が参画しやすい環境づくりが課題となっています。

このほか、岡谷市地域防災計画において、防災分野における男女共同参画について明記し、避難収容活動における方針には、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮することとしています。今後、男女双方の視点に配慮した防災体制づくりに努める必要があります。

Q 「慣習やしきたり等」における男女の平等についてどう思われますか



Q 「地域活動」における男女の平等についてどう思われますか



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H20）

【施策の方向】

地域に積極的に向き、「出張フォーラム」や「出前講座」を開催し、地域の各種団体と協力しながら意見交換などを行うことにより、地域活動の代表者は男性という固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の見直しを図り、女性の積極的な参画を促進します。あわせて、これまで地域社会への参画が少なかった男性についてもボランティア活動などへの積極的な参加を促し、男女共同参画を推進します。

また、各種団体等の地域活動において、男性女性に限らずともに参画できるよう促進に努めます。

防災分野では、災害などの緊急時において避難場所でのプライバシーの確保など、男女のニーズの違いに配慮するとともに、防災の現場における女性の参画促進を図り、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりに努めます。

また、地域防災のリーダーとして活躍する消防団員については、積極的に女性団員を任用し、消防団に占める女性団員の構成比率を高めるよう、引き続きあらゆる機会を通じて入団促進を行います。

地域での総合的な福祉推進の拠点として、地域サポートセンターの設置及び活動促進を行い、男女がともに支えあい効率的に活動できるように努めます。

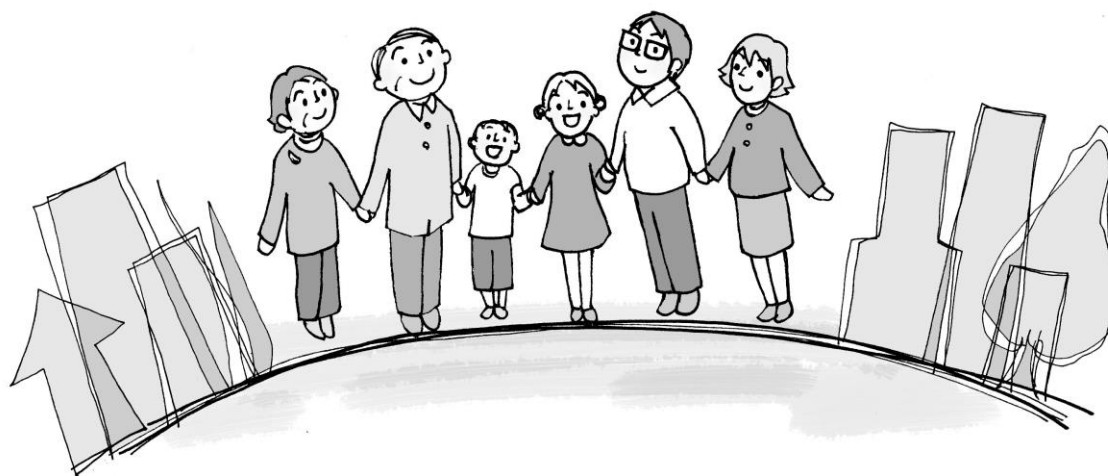
《具体的施策》

(1) 慣習やしきたりの見直しと地域活動への共同参画の推進

- ・ 区の役員など女性が参画しやすい組織づくりのための意識啓発を行います。
- ・ 保護者会やPTA役員などへ働きかけ、共同参画を推進します。
- ・ 地域住民の消防団活動に対する理解を高め、女性消防団員の積極的な入団促進を行います。
- ・ 男女のニーズの違いに配慮した防災体制づくりに努めます。
- ・ 地域のボランティア活動などへ、男性女性に限らずともにいきいきと参加できるよう働きかけます。
- ・ 地域全体で社会を支える組織として、地域サポートセンターを設置促進します。

【目標指標・数値】

指 標 名	現 状 値	目 標 値 (平成26年度)
「慣習やしきたり等」男女の地位が平等になっていると思う人の割合	9.2% (平成20年度市民意識調査)	20.0% (平成25年度市民意識調査)
「地域活動」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	20.9% (平成20年度市民意識調査)	30.0% (平成25年度市民意識調査)



具体的目標 6 家庭・地域で高齢者や障害者が
安心して暮らせるための環境整備

【これまでの取り組みと課題】

男女がともに地域の中で健康で生きがいをもっていきいきと安心して生活することができるように、生涯学習活動センターにおける高齢者学級等の開催、高齢者を対象とした出前講座や各種健康・介護予防教室の開催、生きがいデイサービス等外出の場を提供し、継続的な支援に取り組んでいますが、男性の参加者が少ないことが課題となっています。

就労支援等においては、本市は、高齢者の自立のために、シルバー人材センターへの補助や企業への中高年齢者等雇用奨励金の交付、「高齢者職業相談室」における情報の提供、多様な働き方や人材活用に向けたセミナーを開催するなど、さまざまな支援を行っていますが、事業の活用に向けて効果的に情報提供できる体制づくりが課題となっています。

介護を地域で支えるために、保険者である諏訪広域連合と連携し、介護保険事業の安定的な運営に努めているとともに、「介護保険なんでも読本」を作成し、65歳到達者説明会や出前講座、介護申請時などの機会をとらえて、介護保険制度等の周知、啓発を行っています。

このほか、「岡谷市地域包括支援センター」において、高齢者や介護に関する総合的な相談に応じるとともに支援を行っています。

しかしながら、在宅介護においては、女性に負担がかかっている現状もうかがえます。

また、生活支援等では、核家族化への家族形態の変容による独居高齢者数等の増加に対して、従来の支援に加えて、地域で支える見守り体制を充実するよう努めています。

【施策の方向】

高齢者への就労支援については、ハローワークやシルバー人材センターなど関係機関と連携し、情報提供等に努めるとともに、高齢者が長年培った技能や経験を生かし、地域のあらゆる分野の「達人」「名人」として地域で活躍できるように支援します。

また、引き続き、各種相談窓口を充実させ、社会参画への支援を行うとともに、特に男性の参加者が増えるよう働きかけをします。

男女を問わず介護等に関わるようにするため、男女共同参画の視点から介護保険制度、介護サービス、障害者福祉制度等について、出前講座、広報おかや、ホームページ、行政チャンネル等あらゆる機会を通じて啓発を行うとともに、諏訪圏域市町村での連携により、環境整備に努めます。

このほか、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、市民、地域、行政、関係機関が連携し、必要な支援や相談、見守りを行うなど地域ケア体制の整備を進めます。

《具体的施策》

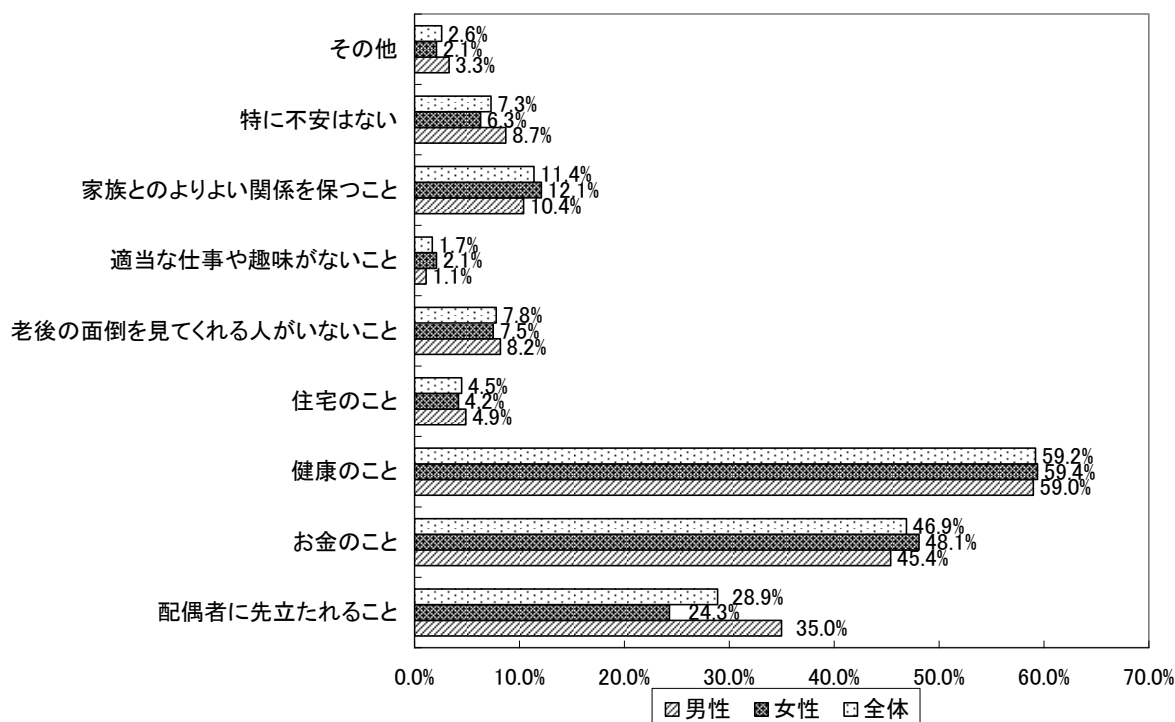
(1) 高齢者や障害者の社会参画の促進

- ・ 高齢者や障害者への就労支援を行います。
- ・ 高齢者や障害者の相談窓口の充実と社会参画への支援をします。
- ・ 高齢者の生きがいづくりのため、講座や学習活動の場の提供や地域における地域福祉活動などの社会参加を支援します。

(2) 男女がともに支えあう介護の促進と地域全体で支える介護サービスの充実

- ・ 介護保険制度の円滑な運営と障害者の自立を支える福祉制度の促進と介護サービスの充実を図ります。
- ・ 地域包括支援センターでは要援護者への支援とともに権利擁護の周知を図り、相談体制を充実させます。

Q あなたはご自身の老後の生活についてどんなことが不安ですか



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H20）

不安なことは「健康のこと」「お金のこと」「配偶者に先立たれること」が多いことから、少子高齢化の進行や社会情勢の変化により、男女がともに健康で働き続けられることが重要な課題となっていることがわかります。

Ⅳ 男女の人権の尊重と生涯にわたる心身の健康づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）など男女間の暴力による人権侵害は、男女共同参画社会の実現を阻害する重要な問題です。

DV被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識などの社会的・構造的問題があります。

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行され、平成16年及び平成19年には、被害者の自立支援の明確化等の観点から法改正が行われました。

性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女とも正確な知識を持ち、生命尊重、人権尊重の視点から、自分自身を大切にし、相手の心身の健康について思いやりを持つことが重要です。

また、生涯にわたる健康の保持・増進は、あらゆる生活の基礎となるものです。特に妊娠、出産期は女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産むことができるよう支援する必要があります。

具体的目標7 人権と生命の尊重

具体的目標 7 人権と生命の尊重

【今までの取り組みと課題】

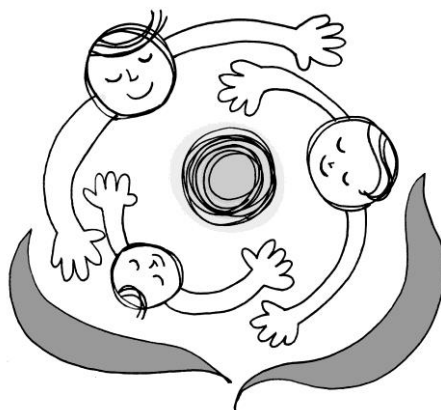
平成 20 年度に実施した市民意識調査において、配偶者や恋人から「ののしる、おどかさなどの言葉の暴力や無視するなどの精神的暴力を受けた」ことのある女性は、22.6%（男性 12.6%）、「なぐる、けるなどの身体的暴力を受けた」ことのある女性は 11.3%（男性 2.2%）という結果となっています。「暴力」のとらえ方は個人により差があることから、身体的な暴力だけでなく、言葉などによる精神的暴力についても「暴力」であることを広く周知・啓発していく必要があります。

本市では、ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する正しい認識を深めるため、広報・啓発活動のほか、「女性のための相談」や「生活福祉相談」「無料法律相談」「母子相談」などにおいて、女性が抱えているさまざまな悩みに応じるなど相談体制の充実を図るとともに、自立に向けた情報の提供を行うなど被害者の支援を行っています。しかし相談内容が複雑化しているため、庁内関係課や関係機関とのよりスムーズな連携が必要となっています。

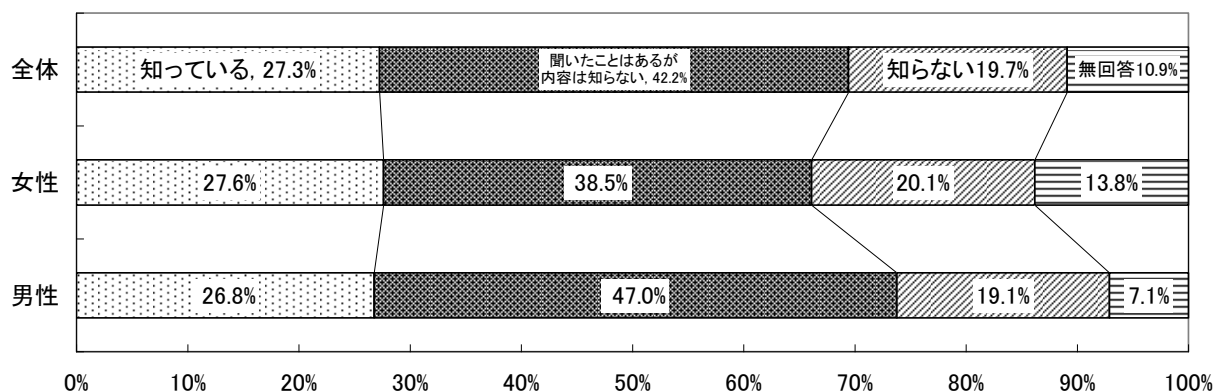
健康の保持・増進を図るために、健康づくりの意識啓発、生活習慣病予防対策や地域における健康づくり活動の推進、医療体制の充実に努めています。

母子保健の推進として、安心して子どもを産むことができるよう、母子健康手帳交付時に保健指導を実施するとともに、妊婦一般健康診査を医療機関に委託して行い、疾病などの異常の早期発見と予防に努めています。また、妊婦や夫を対象とした「パパママ教室」を開催し、父親の役割を学ぶ場としています。

性の違いに関する正しい理解については、男女の性の違いに関する正しい認識を深めるために、教育の場において発達段階に応じた性教育等を実施しています。

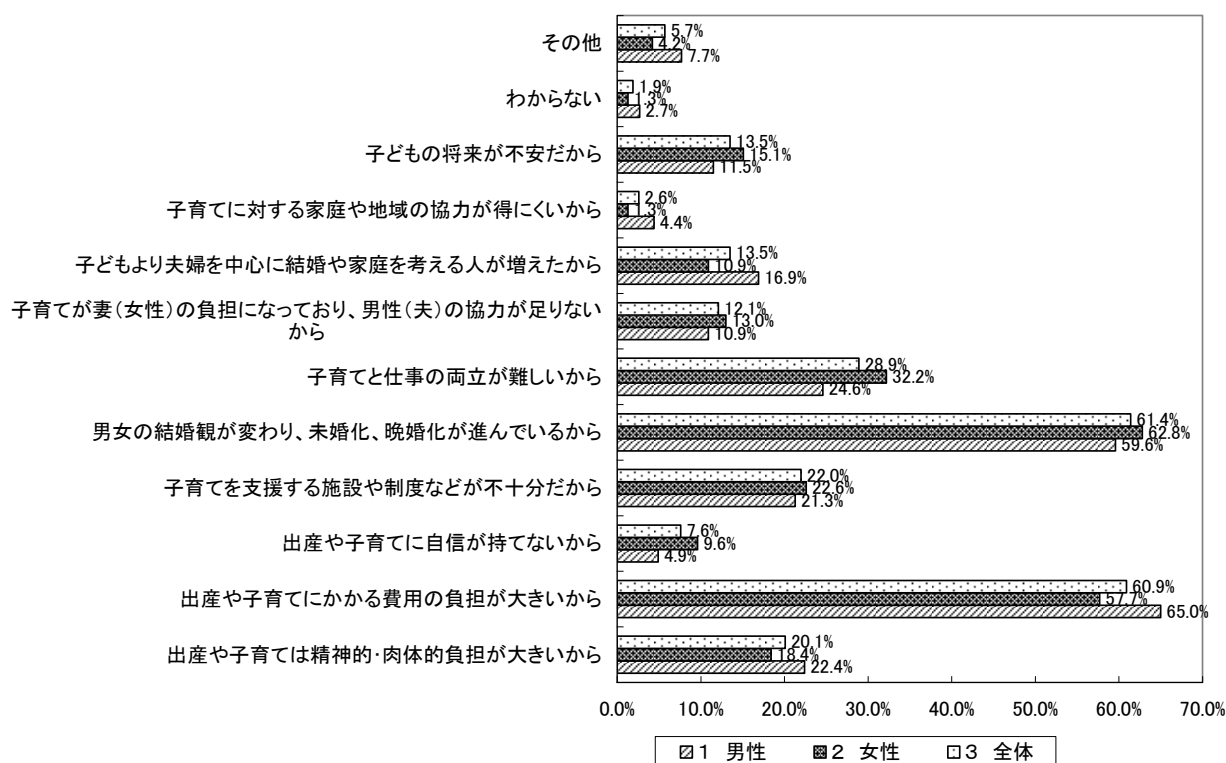


Q 「配偶者からの暴力の防止及び被害の保護に関する法律」について
どの程度知っていますか



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H20）

Q 出生率が低下していますが、あなたはなぜだと思いますか



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H20）

「男女の結婚観が変わり、未婚化、晩婚化が進んでいるから」「出産や子育てにかかる費用の負担が大きいから」を理由とする人が多いことから、これに対応するため、役割分担意識の見直しや負担軽減策、安心して子どもを産み育てられる環境整備が求められています。

【施策の方向】

女性の人権尊重のため毎年１１月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」期間などあらゆる機会を通じ、暴力防止に向けた広報・啓発活動を推進します。

さらに、若い世代における交際相手からの暴力（デートＤＶ）が問題になっていることから、若い世代への意識啓発も行います。

また、人権に関する相談内容が複雑化しているため、庁内関係課、各相談機関、警察署との連携強化や相談体制の充実を図り、円滑かつ迅速に支援できる体制づくりを進めます。

女性も男性もお互いの身体の違いを理解しあい、命を大切にし、お互いを思いやりながら生きていくための基礎となる健康づくりを推進します。

また、安心して子どもを産み育てられるように、妊婦保健指導や健康教育、健康相談などを引き続き実施するなど、妊娠から出産までの一貫した母子への支援体制の充実を図ります。さらに、女性の健康に関する自己決定権を保障する「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する意識啓発に努めます。

性情報の氾濫の中で、望まない妊娠の予防や性感染症の予防などのため、また、思春期を対象とした性、結婚、妊娠、出産などを含め母性、父性の育成のため、正しい性教育の充実を図ります。

《具体的施策》

(1) 男女間の暴力をなくすための取り組みの推進

- ・暴力を根絶するための意識啓発に努めます。
- ・相談・支援体制の充実を図り、関係機関との連携により配偶者に対する暴力の防止と対応に努めます。

(2) 男女の性の違いに関する正しい理解と母子保健の充実

- ・人権尊重の視点から男女の性の違いについて理解するよう啓発します。
- ・生命尊重の視点から妊娠・出産等に関する健康支援を行います。

【目標指標・数値】

指 標 名	現 状 値	目 標 値 (平成 26 年度)
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の周知度（知っている）	27.3% (平成 20 年度市民意識調査)	35.0% (平成 25 年度市民意識調査)

市民のみなさんへ

～社会全体において～

- ★ 日常生活の中にある性別による役割分担を見直し、男女平等に敏感な人権感覚を持つよう意識を高めましょう。
- ★ あらゆる分野において男女がともに担うという自覚を持ち、女性も持っている能力の向上に努め、積極的に政策・方針決定過程に参画できる社会をつくりましょう。
- ★ 世界における男女共同参画の状況や国際的な取り組みに関心を持ちましょう。
- ★ 男女間のあらゆる暴力は、決して許されるものではない人権侵害であり犯罪であることを認識しましょう。
- ★ DVやセクハラなどの被害にあった場合は、一人で悩まず相談しましょう。
- ★ 性別や年齢、障害の有無にかかわらず、自分らしく生きがいを持って暮らしていくことをめざしましょう。

地域力の向上 ～地域において～

- ★ 地域活動での固定的な性別役割分担に基づく慣行について、男女がともに担うという視点から見直しましょう。
- ★ 市民一人ひとりが地域の構成員としての自覚を持ち、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、男女を問わずそれぞれの個性と能力を生かしましょう。
- ★ 市政に関心を持ち、市政懇談会やパブリックコメント等で積極的に意見を述べましょう。
- ★ 男女がお互いの意見を出し合い、尊重し合う機会と雰囲気づくりに努めましょう。
- ★ 女性が責任ある役職等に就くことを推進するとともに、女性自身が自己啓発に努めましょう。

私たちの周りのことから男女共同参画に取り組んでいきましょう

職場環境の充実 ～働く場において～

<市民のみなさんは>

- ★ 男女がともに育児・介護休業制度を積極的に活用しましょう。
- ★ 女性は主体的にさまざまな情報や機会を活用し、職業能力の開発・向上に努めましょう。
- ★ 女性が働くことの意義を共有し、男女がともに社会を支える意識を持ちましょう。
- ★ 農業を含む自営業においては、女性を対等なパートナーとして認識し、その役割を適正に評価する視点を持ちましょう。

<事業者のみなさんは>

- ★ 男女雇用機会均等法などを踏まえ、男女の均等な雇用機会を提供するとともに、不平等な待遇・慣行を見直しましょう。
- ★ 女性が責任ある役職や指導的地位に就くことを推進しましょう。
- ★ 職務への配置や昇進等について、性別にかかわらず、一人ひとりの能力に応じて行いましょう。
- ★ 職場内のセクシュアル・ハラスメントの防止対策に取り組み、女性が働きやすい職場づくりに努めましょう。
- ★ 女性パートタイマーなど不安定な雇用環境に置かれている非正規労働者の適正な労働条件確保に努めましょう。
- ★ 育児休業や介護休業などを取得しやすい職場づくりに努めましょう。
- ★ 出産・育児のためにいったん職場を離れた女性に対し、必要なフォローを行い、職場復帰しやすい環境づくりに努めましょう。
- ★ 心の悩みや疾病、妊娠・出産等に対する理解を深め、従業員が安心して働くことのできる職場づくりに努めましょう。
- ★ 働く人が、家庭・職場・地域の活動のバランスのとれた豊かなライフスタイルを手に入れることができるよう、仕事優先の考え方を改めるとともに、職場環境を見直しましょう。

教育環境の充実 ～学校において～

- ★ 男女平等教育や性教育を積極的に進めましょう。
- ★ 保護者のみなさんが学校等の行事やPTA活動などに参加しやすい環境づくりに努めるとともに、性別にかかわらず、学校行事などに積極的に参加しましょう。
- ★ 「男だから」「女だから」ではなく、一人ひとりの個性や多様性を尊重しましょう。
- ★ 性や生殖に関する正しい知識の習得に努め、自らの健康と権利を守るとともに、相手の立場を尊重し、責任ある行動をとりましょう。

家庭生活の充実 ～家庭において～

- ★ 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、日常生活の中にある慣習やしきたりを見直していきましょう。
- ★ 男女がともに家事・育児・介護等を担うという意識を高めるとともに、よりよいパートナーシップを築きましょう。
- ★ 育児・介護等を地域全体で支えあうという視点を持ち、できることから実践しましょう。
- ★ 家族みんなで家事を分担し、子どもの自立を促しましょう。
- ★ 男性は、市等が実施する家事・育児に関する各種教室・学級に積極的に参加し、実践しましょう。



第3章 計画の推進

推進体制

1. 推進体制の整備

○岡谷市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する基本的かつ重要事項の調査や審議をするための、市長の諮問機関として設置されています。この「岡谷市男女共同参画審議会」からの意見や提言を受け、積極的に施策の充実に努めます。

○岡谷市男女共同参画推進協議会

庁内各課の連携を図り、計画を総合的かつ効果的に進めるため、「岡谷市男女共同参画推進協議会」を開催し、全庁的な取り組みを図ります。

○市民、事業者、教育関係者との連携

学習機会や情報の提供に努め、男女共同参画についての理解と相互協力のもと、男女共同参画社会をめざし、市民総参加で取り組みます。

○市民団体との協働

男女共同参画社会の実現をめざし、「岡谷市男女共同参画推進市民の会 “パートナーシップおかや”」（以下「市民の会」という）や各種市民団体との協働で事業を推進します。

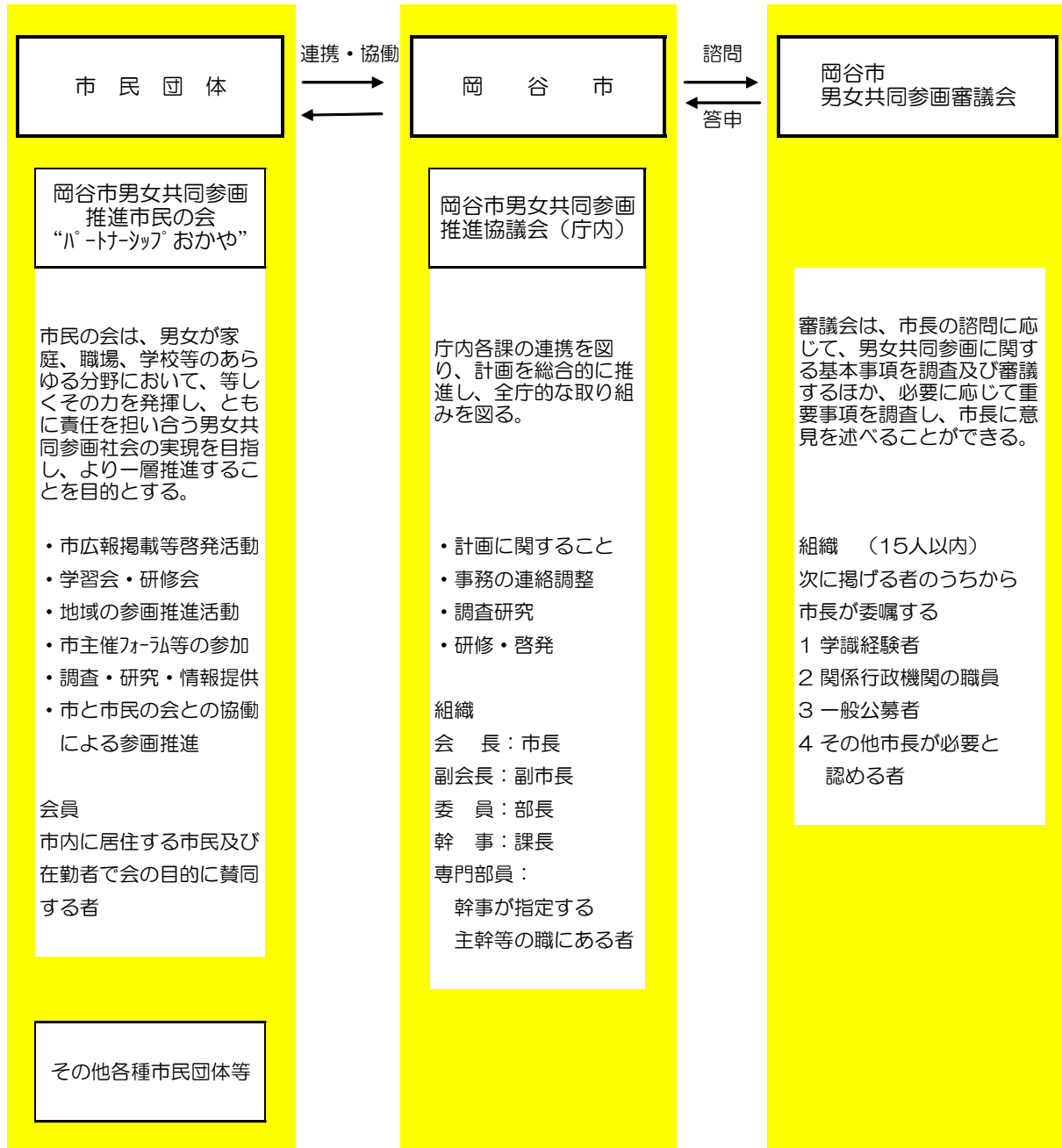
○男女共同参画推進連絡協議会（ネットワーク）の設置の推進

男女共同参画社会の実現に向け、市民団体、企業、関係機関、関係団体等と行政がネットワーク化を図り、積極的な活動を展開することにより、一層の実効性が期待されます。そのため「市民の会」において、さまざまな取り組みを進めてきており、引き続き「市民の会」が主体となってさまざまな取り組みを行いながら、理解を求め、設置に向けて進めます。

2. 国、県、関係機関・団体との連携

国、県、他市町村や関係機関、関係団体との情報交換や相互協力のもと、男女共同参画社会をめざした取り組みを推進します。

男女共同参画社会の実現



3. 計画の進行管理

○市民の意識調査

「男女共同参画に関する市民意識調査」を定期的の実施し、市民の意識変化や行政への要望を把握し、計画の評価を行います。

○計画の進行管理

岡谷市男女共同参画審議会において、具体的施策の実施状況と男女共同参画に関する現状を継続的に調査・把握するとともに、目標の達成状況の評価・点検を行います。

目標値の設定 目標年度：2014年度（平成26年度）



数値目標一覧表

I 男女共同参画社会に向けての意識づくり

具体的目標1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実 <<重点目標①>>		
指 標 名	現 状 値	目標値（平成26年度）
「男女共同参画社会」の用語の周知度 （知っている）	40.3% （平成20年度市民意識調査）	60.0% （平成25年度市民意識調査）
地域で開催する「出張フォーラム」などへの参加者数	590人 （平成20年度実績）	800人
具体的目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進		
指 標 名	現 状 値	目標値（平成26年度）
審議会等における女性委員の登用率	32.7% （平成21年4月1日現在）	40.0%
具体的目標3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進		
指 標 名	現 状 値	目標値（平成26年度）
「学校教育の場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	38.6% （平成20年度市民意識調査）	50.0% （平成25年度市民意識調査）

II 男女がともに働きやすい環境づくり

具体的目標4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備 <<重点目標②>>		
指 標 名	現 状 値	目標値（平成26年度）
「男女雇用機会均等法」の周知度 （知っている）	58.8% （平成20年度市民意識調査）	65.0% （平成25年度市民意識調査）
「職場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	20.6% （平成20年度市民意識調査）	30.0% （平成25年度市民意識調査）
女性対象の 再就職準備セミナーの参加者人数	15人 （平成21年度実績）	30人
ファミリー・サポート・センターの 登録会員数（依頼会員＋提供会員）と 利用回数	登録会員数 163人 利用回数 167回 （平成22年1月末現在）	登録会員数 200人 利用回数 360回

III 男女がともにいきいき活動できる家庭・地域づくり

具体的目標5 地域における男女共同参画の推進 <<重点目標③>>		
指 標 名	現 状 値	目標値（平成26年度）
「慣習やしきたり等」男女の地位が平等になっていると思う人の割合	9.2% （平成20年度市民意識調査）	20.0% （平成25年度市民意識調査）
「地域活動」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	20.9% （平成20年度市民意識調査）	30.0% （平成25年度市民意識調査）

IV 男女の人権の尊重と生涯にわたる心身の健康づくり

具体的目標7 人権と生命の尊重		
指 標 名	現 状 値	目標値（平成26年度）
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の周知度（知っている）	27.3% （平成20年度市民意識調査）	35.0% （平成25年度市民意識調査）

【参考資料】

・男女共同参画おかやプランⅣ策定の経過	40
・男女共同参画社会基本法	41
・岡谷市男女共同参画条例	45
・岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会設置要綱	49
・岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱	50
・名簿	52
（ 岡谷市男女共同参画審議会委員 岡谷市男女共同参画計画策定検討委員 岡谷市男女共同参画推進協議会委員・幹事・専門部員 ）	
・岡谷市男女共同参画審議会に対する市長の諮問と 岡谷市男女共同参画審議会から市長に対する答申	54
・男女共同参画に関する国内外の動き（年表）	57
・男女共同参画に関する現状	61
・用語の解説	62
・困ったときの相談窓口	65

男女共同参画おかやプランⅣ策定の経過

年 月 日	説 明
平成20年 6月 3日	第1回男女共同参画審議会（委員委嘱・概要説明）
平成20年 7月25日～ 8月29日	男女共同参画に関する市民アンケート調査の実施 満20歳以上男女1,000人対象
平成21年 2月 3日	第1回男女共同参画推進協議会幹事会（概要説明、アンケート結果）
2月 6日	第1回男女共同参画計画策定検討委員会（委員委嘱・概要説明）
3月16日	第2回男女共同参画計画策定検討委員会（アンケート結果）
4月15日	第1回男女共同参画推進協議会幹事会及び専門部会合同会議 （策定方針協議）
4月16日	第3回男女共同参画計画策定検討委員会（現状と課題 意見交換①）
5月15日	第4回男女共同参画計画策定検討委員会（現状と課題 意見交換②）
5月21日	第1回男女共同参画推進協議会専門部会（現状と課題 意見交換、 計画の体系協議）
6月15日	計画策定のための懇談会（岡谷市男女共同参画推進市民の会）
6月23日	第2回男女共同参画推進協議会幹事会及び専門部会合同会議 （計画の体系協議、市職員アンケート結果）
6月29日	男女共同参画計画策定フォーラム
7月 3日	第5回男女共同参画計画策定検討委員会（計画の体系協議）
7月 6日	第1回男女共同参画審議会（計画中間報告、市職員アンケート結果）
8月 6日	第6回男女共同参画計画策定検討委員会（計画の体系協議）
9月16日	第7回男女共同参画計画策定検討委員会（計画案協議）
8月～10月	男女共同参画推進協議会専門部員計画案検討
9月25日	第2回男女共同参画推進協議会幹事会及び専門部会合同会議（計画案協議）
10月 6日	部長会議（報告）
10月13日	第1回男女共同参画推進協議会委員会（計画案協議・諮問案承認）
10月21日	第8回男女共同参画計画策定検討委員会（計画案報告）
10月26日	第2回男女共同参画審議会（計画案諮問）、総務委員協議会（報告）
10月27日～ 11月30日	計画案の公表及び市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施
11月30日	第3回男女共同参画審議会（計画案審議）
平成22年 1月18日	第4回男女共同参画審議会（計画案審議）
2月 1日	第5回男女共同参画審議会（計画案答申）
2月16日	第4回男女共同参画推進協議会幹事会及び専門部会合同会議 （最終計画案協議）
2月25日	男女共同参画推進協議会委員会（最終計画案協議・承認）
2月26日	行政管理委員会（決定）
3月11日	総務委員会（報告）

男女共同参画社会基本法

公布・施行 平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月22日同第160号

前 文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、

地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第2章 男女共同参画社会の形成の
促進に関する基本的施策**

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更にについて準用する。

（都道府県男女共同参画基本計画等）

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（以下、省略）

岡谷市男女共同参画条例

公布 平成 16 年 3 月 25 日 条例第 3 号

施行 平成 16 年 4 月 1 日

前 文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第19条）

第3章 岡谷市男女共同参画審議会（第20条—第23条）

第4章 補則（第24条）

附 則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、国際連合が定めた女子差別撤廃条約の批准や、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

岡谷市においても、真の男女平等の実現に向け女性行動計画を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきた。

しかしながら、私たちの周りには性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会の慣行が依然として根強く残っており、真の男女平等の実現には、いまだ多くの課題が残されている。

このような状況に加え岡谷市は、働く女性が多いという地域特性があり、さらには加速している少子高齢社会や経済情勢の大きな変化に対応していくためにも、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、豊かで活力ある岡谷市を築くため、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して男女共同参画社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定め、総合的かつ計画的に推

進することにより、心豊かな活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いの特性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられるとともに、性別により差別を受けることなく男女の真の平等を基礎とした人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、固定的な役割分担等に基づく男女の社会生活に影響されることなく多様な生き方を選択でき、個人としての能力を十分に発揮できるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、政策又は方針決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、家事、育児、介護その他家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、男女が相互の協力と社会の支援のもと、家庭生活又は職業生活の両立及びその他の活動にも対等に参加できるよう配慮されること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることから、その動向に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携し、取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野において、男女共同参画を自ら積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進の施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動を行うよう努め、職業生活とその他の活動とを両立することができる環境の整備に取り組む、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、取り組むよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由にする差別的扱い

- (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により個人を傷つけ、不快にさせ、又は強要により不利益を与えること。)
- (3) ドメスティック・バイオレンス(男女間における身体的、精神的な苦痛を与える暴力的行為)

(公衆に表示する情報の配慮)

第9条 すべての人は、広告、ポスター等を公衆に表示するときは、次に掲げる表現をしないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的役割分担、男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
- (2) 過度の性的表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡谷市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、男女共同参画計画の推進に関する施策の実施状況等について、毎年度報告書を作成し、公表しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等が理解を深め、自主的な取組を行うことができるようにするため、広報活動、学習、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の活動に対する支援）

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等に対し、その活動に必要な情報提供その他の支援を行うものとする。

（家庭生活における活動と他の活動の両立支援）

第15条 市は、家族を構成する者が性別にかかわらず家庭生活と職業生活その他の活動とを容易に両立することができるよう、必要な支援及び環境の整備に努めるものとする。

（教育及び学習活動の支援）

第16条 市は、学校、家庭、地域及びその他の社会において、男女共同参画に関する教育及び学習活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

（雇用等における男女の平等な機会と待遇の確保）

第17条 市は、雇用における男女の平等な機会の確保に関する事業者の取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女の平等の推進に関する取組の状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、公表しなければならない。

（苦情及び相談への対応）

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について市民から苦情の申し出があった場合は、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 市長は、性別による人権侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する行為に対し、市民から相談があっ

たときは、関係機関と協力し、適切に対応するよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第19条 市は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するため、市民による体制の構築に努めるものとする。

第3章 岡谷市男女共同参画審議会

（設置等）

第20条 男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査及び審議するため、岡谷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、男女共同参画に関する基本事項を調査及び審議するほか、必要に応じて重要事項を調査し、市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 一般公募者

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会を代表し、会議を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、企画政策部企画課が行う。

第4章 補 則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(以下、省略)

岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会設置要綱

平成20年12月15日

岡谷市告示第109号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に資する岡谷市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、男女共同参画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体・組織の代表者
- (3) 一般公募者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月15日から施行する。

岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成 6 年 3 月 1 日

／市／教育委員会／告示第 2 号

（設置）

第 1 条 男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するため、岡谷市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平成 14 市教委告示 1・一部改正)

（所掌事務）

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 岡谷市男女共同参画計画に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (4) 男女共同参画の研修、啓発に関すること。
- (5) その他男女共同参画を推進するために必要と認めたこと。

(平成 14 市教委告示 1・一部改正)

（組織）

第 3 条 協議会に会長、副会長、委員、幹事及び専門部員を置く。

- 2 会長は、市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長（企画政策部担当）の職にある者をもって充てる。
- 4 委員、幹事及び専門部員は、職員のうちから市長が任命する。

(平成 18／告示 1／教委告示 1／・平成 19／告示 1／教委告示 1／・平成 20／告示 1／教委告示 1／・平成 20／告示 2／教委告示 2／・平成 21／告示 1／教委告示 1／・一部改正)

（職務）

第 4 条 会長は、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会務の執行に当たる。
- 4 幹事及び専門部員は、会長の命を受けて会務に従事する。

（会議の種類）

第 5 条 協議会の会議は、委員会、幹事会及び専門部会とする。

（委員会）

第 6 条 委員会は、所掌事務に関する総合的な基本方針及び推進方策を協議する。

- 2 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 3 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

（幹事会）

第 7 条 幹事会は、委員会に付議する事案を整備し、委員会の決定した事案の執行に伴う必要な事項を処理する。

- 2 幹事会は、事務局長が招集し、事務局長が議長となる。

（専門部会）

第 8 条 専門部会は、所掌事項に関する調査及び研究を行う。

- 2 専門部会は、事務局長が招集し、事務局次長が議長となる。

（懇話会）

第 9 条 市の男女共同参画の推進に関する施策に対して、広く市民の意見を聴取するため必要に応じ男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

- 2 懇話会は、会長が招集する。
- 3 懇話会の構成員は、別途会長が指名する。

(平成 14 市教委告示 1・一部改正)

（協議会事務局）

第 10 条 協議会の事務局は、企画政策部企画課に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置く。

- 3 事務局長は、企画政策部長の職にある者を、事務局次長には、企画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 書記は、企画政策部企画課の職員のうち事務局長が任命した者をもって充てる。
- (平成 9 市教委告示 1・平成 15 市教委告示 1・平成 18/告示 1/教委告示 1/・平成 21/告示 1/教委告示 1/・一部改正)

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年市教委告示第 2 号)

この告示は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年市教委告示第 2 号)

この告示は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年市教委告示第 1 号)

この告示中第 1 条及び第 3 条の規定は、平成 15 年 3 月 1 日から、第 2 条及び第 4 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年/告示第 1 号/教委告示第 1 号/)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年/告示第 4 号/教委告示第 4 号/)

この告示は、平成 18 年 8 月 10 日から施行する。

附 則(平成 19 年/告示第 1 号/教委告示第 1 号/)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年/告示第 1 号/教委告示第 1 号/)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年/告示第 2 号/教委告示第 2 号/)

この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年/告示第 1 号/教委告示第 1 号/)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

岡谷市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属	備 考
飯 森 こずえ	岡谷市小中学校校長会	
小 口 和 久	岡谷市区長会	
小 口 賢 一	人権擁護委員	
北 原 由 紀	一般公募	
小 池 喜 代	一般公募	会 長
高 見 澤 信 重	岡谷市民生児童委員協議会	
武 居 永 作	岡谷市連合壮年会	
豊 永 誠	学識経験者（信州豊南短期大学教授）	副会長
永 井 則 夫	長野県南信労政事務所	
中 山 君 夫	岡谷市男女共同参画推進市民の会	
藤 本 依 子	岡谷市女性団体連絡協議会	
宮 坂 みや子	岡谷市社会福祉協議会	
宮 坂 安 壽 恵	事業所女性管理職	
宮 下 雅 絵	一般公募	
矢 島 義 夫	事業所（諏訪信用金庫）	

岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属	備 考
飯 森 こずえ	岡谷市小中学校校長会	
伊 藤 覚	岡谷市労務対策協議会	
今 井 和 子	岡谷市女性団体連絡協議会	
大 家 由 紀	一般公募	
笠 原 國 夫	岡谷市民生児童委員協議会	
笠 原 智 子	人権擁護委員	
川 窪 照 昭	岡谷市区長会	会 長
北 原 正 男	岡谷市男女共同参画推進市民の会	
小 松 明 子	岡谷市PTA連合会	
豊 永 誠	学識経験者（信州豊南短期大学教授）	
中 山 君 夫	岡谷市男女共同参画推進市民の会	
宮 坂 安 壽 恵	岡谷市男女共同参画推進市民の会	副会長
百 瀬 小百合	一般公募	

平成21年度岡谷市男女共同参画推進協議会委員・幹事・専門部員名簿

《会長》市長 今井竜五

《副会長》副市長 中田富雄

事務局 企画政策部企画課

平成21年4月

【委員】

職名	氏名	備考
教育長	岩下 貞保	
企画政策部長	宮坂 泰幸	事務局長
総務部長	小口千代高	
消防担当参事	山崎 利明	
福祉環境部長	青木 芳男	
福祉政策担当参事	小口 啓子	
経済部長	小泉 光世	
経済部参事	島田 勇	
建設水道部長	小口 博己	
会計管理者	小林 直太	
教育部長	松本 哲郎	
議会事務局長	小口 明彦	
統括事務部門事務部長 兼岡谷病院事務長 兼塩嶺病院事務長	宮澤 保仁	

【幹事】

職名	氏名	備考
総務課長	小口 道生	
湊支所長	浜 活秀	
川岸支所長	大槻 修一	
長地支所長	鮎澤 一郎	
企画課長	小口 明則	事務局次長
広報情報課長	宮澤 國正	
秘書室長	宮澤 順	
財政課長	原 孝好	
税務課長	古屋 博康	
消防課長	宮澤 和弘	
危機管理室長	高橋 章	
豪雨災害復興対策室長	赤沼 喜市	
市民生活課長	武井 裕子	
環境課長	山岸 徹	
社会福祉課長	宮坂 春夫	
介護福祉課長	小口 光治	
健康推進課長	岩垂 俊男	
産業振興戦略室長	島田 勇	(兼)
商業観光課長	松下 正樹	
工業振興課長	杉本 研一	
農林水産課長	橋爪 哲也	
都市計画課長	今福 国章	
土木課長	河西 稔	
水道課長	笠原 和彦	
会計課長	小林 直太	(兼)
教育総務課長	小松 幸弘	
子ども課長	向山 博志	
生涯学習課長	垣内 博樹	
スポーツ振興課長	今井 勝志	
統括事務部門経営企画課長	金原 亮吉	
岡谷病院看護部長	堤 恵子	
塩嶺病院看護部長	山岡 範子	
岡谷病院業務課長	都築 光雄	
塩嶺病院業務課長	三村 靖夫	

【専門部員】

所 属	職 名	氏 名
総務課	主幹	藤澤 正
湊支所	主査	霜鳥 哲也
企画課 (書記)	主幹	伊藤 恵
広報情報課	主幹	小口 喜照
秘書室	主幹	小松 隆広
財政課	主幹	赤羽 孝明
税務課	主幹	中原 淳一
消防課	主幹	大下 彰一
危機管理室	主幹	大槻 秀次
豪雨災害復興対策室	主幹	木下 稔
市民生活課	主幹	小原さえ子
環境課	主幹	小林 隆志
社会福祉課	主幹	宮沢 雅子
介護福祉課	主幹	坂下 優子
健康推進課	主幹	山岡 礼子
産業振興戦略室	主幹	仲田 健二
商業観光課	主幹	小宮山 寛
工業振興課	主幹	小松 久志
農林水産課	主幹	小口 周一
都市計画課	主幹	小口 徹
土木課	主幹	山本 文明
水道課	主幹	守住由美子
会計課	主幹	小松 弘
教育総務課	主幹	高木 昭彦
子ども課	主幹	松下 弘子
生涯学習課	主幹	片倉 俊幸
スポーツ振興課	主幹	三澤 達也
生涯学習活動センター	主幹	宮澤 光弘
岡谷病院業務課	主幹	中村 良則
塩嶺病院業務課	主幹	小口 典久

21企第51号
平成21年10月26日

岡谷市男女共同参画審議会
会長 小池喜代様

岡谷市長 今井竜五

諮 問 書

岡谷市男女共同参画条例第20条第2項の規定に基づき、第4次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅣ」について諮問申し上げます。

平成22年2月1日

岡谷市長 今井竜五様

岡谷市男女共同参画審議会
会長 小池喜代

答 申 書

平成21年10月26日付で貴職から諮問されました第4次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅣ」について、岡谷市男女共同参画審議会にて慎重に審議、検討を重ね、下記のとおり取りまとめましたので答申いたします。

記

わが国において、急速に進展する少子高齢化や産業構造の変化に伴う就労形態の多様化など社会経済情勢の変化の中で、「男女共同参画社会の形成」を21世紀の最重要課題と位置づけ、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されてから10年が経過いたしました。

岡谷市においても、平成6年、平成12年と二次にわたり女性行動計画を策定し、平成16年に「岡谷市男女共同参画条例」を制定したことに伴って、平成17年には第3次男女共同参画計画を策定するなど、男女共同参画社会づくりに取り組み、市民の意識および地域や企業における男女共同参画が徐々に進んできております。しかし、近年の経済状況の激しい変化が、男女共同参画社会づくりにも影響を及ぼしているのが実状です。

このような時にこそ、家庭においても職場や地域においても性別に囚われず、男女共に互いの人権を尊重し認め合いながらそれぞれの能力を生かして、共に仕事と家庭および地域活動を充実させていくことが、心豊かな社会をつくっていくことにつながると思います。

特に工業都市と言われてきた岡谷市においては、もう一度働き方を見直し、地域の慣行やしきたりを問い直し、男女が共に生き生きと活動できるまちづくりをしていきたいと考えます。

諮問されました第4次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅣ」につきましては、様々な視点と論議の中から出された意見の集約として、岡谷市男女共同参画推進協議会（庁内）と男女共同参画推進市民団体との協働により、市民の意識向上とあらゆる場面における男女共同参画の実現をめざして取り組まれることを切に要望し、意見・提言を付して、ここに答申いたします。

意見・提言

基本理念および重点目標に関わって

- ・5つの基本理念は「男女共同参画社会基本法」および平成16年に施行された「岡谷市男女共同参画条例」に基づくもので、踏襲しており妥当といえる。
- ・重点目標として、前回掲げていた4つの目標と実践経過をふまえ、当審議会で集約した岡谷市の現状の課題から絞り込み、3つの重点目標として活動の方向まで示されたので、具体的に取り組みやすくなっているため、重点的に推進されたい。

計画の内容および体系に関わって

- ・岡谷市がめざす男女共同参画社会のすがたに迫るために、地域力、職場環境、教育環境の向上、充実と共に、それを支える家庭生活の充実を基盤とする提案は非常に重要である。
- ・計画の体系については、市行政の進める施策と市民団体および一般市民の取り組むべき内容等を有機的に示せるわかりやすい体系図になるとより徹底しやすいと思われる。

I 男女共同参画社会に向けての意識づくり

○具体的目標1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実《重点目標①》

- ・啓発活動が市民レベルまで浸透していないので、まず、関係市民団体に徹底的に理解してもらう必要があると考える。(P36の計画の推進にも関連)
- ・市職員、教育関係職員の意識改革こそ子どもや市民に及ぼす影響が大きい。あらゆる場面での研修機会を設けてほしい。

○具体的目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

- ・女性リーダー育成のために、男性と共に学ぶ場を多くし、女性も参加しやすい環境をつくってほしい。

○具体的目標3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- ・子どもの意識づくりのためにマンガ冊子「わたしらしく あなたらしく」を毎年小学5年生に配布するとあるが、配布するだけでなく教育現場での利用状況や子どもの意識を把握することも必要である。

II 男女がともに働きやすい環境づくり

○具体的目標4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備《重点目標②》

- ・積極的に男女共同参画を進めようとする事業所や、職場環境を整えようとする機運を高めることが大切である。
- ・「男は仕事 女は家庭」という固定観念に囚われず、女性も働いて社会に関わることの意義と、男性の労働時間を短縮して家事や地域活動に関わるようにすることの大切さを啓発してほしい。

III 男女がともにいきいきと活動できる家庭・地域づくり

○具体的目標5 地域における男女共同参画の推進《重点目標③》

- ・PTAや地域で実際に活動しているのは女性が多いので、会長職など政策方針決定に関わる部分に女性が進出するとよい。また、男性にもっとPTAや地域活動に関わってもらうことが重要である。女性の進出と同時に男性も育児や介護の喜びや責任を感じてもらえるような施策の推進をしてほしい。
- ・消防団の活動において、男女共同参画に沿った女性団員の活動内容を組織全体で共通認識する必要がある。

○具体的目標6 家庭・地域で高齢者や障害者が安心して暮らせるための環境整備

- ・「課題があって定義しているのにここだけ目標指標がないというのはどうか。福祉計画等からの引用はできないか」という意見があり審議してきたが、「いきいきデイ」やボランティア活動に女性だけでなく男性も活躍していただくという方向性を示すデータの把握をすることが現段階では難しい部分があるため、今回は指標を設定せず、今後、現状把握の仕方について検討していくことが必要であると考え。

IV 男女の人権の尊重と生涯にわたる心身の健康づくり

○具体的目標7 人権と生命の尊重

- ・計画の人権の部分に、子ども、障害者、高齢者のことにも少しふれられればいいかもしれないが、岡谷市は人権宣言をしていて他計画の中にも記載されていることから、男女の人権の尊重という部分に焦点をあてた計画でよいと考える。

- ・DV等の相談件数の数値化により指標を示すという案も出されたが、条件が複雑になる。それより、相談体制のネットワーク化など対策を重視した取り組みを進めてほしい。

計画の推進に関わって

- ・計画に記載しないまでも、審議会としての進捗管理を考えておく必要があるのではないか。1年間ごとの状況確認ができるようなものなどを検討していく必要がある。
- ・市民、事業者、教育関係者等の連携を図るためにも、(仮称)男女共同参画推進連絡協議会の設置は必須である。市民サイドからの推進体制として「男女共同参画推進市民の会」を中核として、行政との協働により男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでほしい。
- ・ネットワーク化はすぐには困難な状況ではあるが、地域での推進が最も啓発効果があると思われるので、徐々に理解を得られるように取り組んでいくことが大切である。

目標指標の設定に関わって

- ・目標指標の根拠として、先進地の数値を目標値の参考とすると漠然とした数値より説得力があるのではとの意見が出されたが、他市の進んでいるところの数値と岡谷市の目標値が近いことから妥当と思われる。
- ・意識調査の理論づけや根拠づけは難しいが、男女共同参画を推進するために、あらゆる角度からデータを集めて検討してほしい。
- ・指標に関しては、中間調査もきめ細かく行い、目標値に迫るための方策を講じられたい。
- ・「慣習やしきたり等の平等」について、現在の9.2%を20.0%に上げることは容易ではない。不平等感を感じている女性がまだ多いので、目標を達成するために制度や規約の見直しをし、関係団体等への働きかけを積極的に展開してほしい。

その他

- ・計画書の中にいろいろな名称の相談窓口が出てくるが、連絡先一覧を計画書に入れるとともに、市民の目につく所へ設置するなど周知に努め、連絡先等が変更になった場合はその都度改訂版を出してほしい。

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世 界	日 本	長野県	岡谷市
1945 年 (昭和 20 年)	国際連合設立	衆議院議員選挙法改正公布 (初めて婦人参政権実現)		
1946 年 (昭和 21 年)	国連婦人の地位委員会を 設立	日本国憲法公布 第 22 回総選挙で初の婦人 参政権行使 (女性議員 39 人当選)		
1947 年 (昭和 22 年)		改正民法公布(家父長制廃止)		
1965 年 (昭和 40 年)			岡谷市に長野県岡谷婦人の 家設置	
1969 年 (昭和 44 年)				長野県岡谷婦人の家の管理 運営が岡谷市に移管され岡 谷市婦人の家として開館
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年 (目標: 平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議 (於: メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置		
1976 年 (昭和 51 年)	国連婦人の 10 年 (1976~1985 年) (目標: 平等、開発、平和)			
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定 (計画期間: 昭和 52~61 年度)	社会部労政課「福祉婦人係」 設置 長野県婦人問題協議会設置 (関係部長、教育長)	
1978 年 (昭和 53 年)			長野県婦人問題県民会議設立	
1979 年 (昭和 54 年)	国連第 34 回総会 「女子差別撤廃条約」採択			
1980 年 (昭和 55 年)	「国連婦人の 10 年」中間 年世界会議 (於: コペンハーゲン) 「国連婦人の 10 年後半期 行動プログラム」採択		「長野県婦人行動計画」 策定(計画期間: 昭和 55~60 年度) 「婦人係」設置	
1981 年 (昭和 56 年)	ILO156 号条約(家族的責 任条約)採択	「国内行動計画後期重点目 標」策定	社会部青少年家庭課に「婦 人室」設置	
1984 年 (昭和 59 年)			長野県婦人総合センター設置 (9 月 1 日、全国 5 番目)	
1985 年 (昭和 60 年)	「国連婦人 10 年」ナイロ ビ世界会議(於: ナイロビ) 「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准		
1986 年 (昭和 61 年)		婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有権者会 議(婦人問題企画推進会議 の後身)開催	「新長野県婦人行動計画」策 定(計画期間: 昭和 61 年 ~平成 2 年)	

年	世 界	日 本	長野県	岡谷市
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定 (計画期間： 昭和 62～平成 12 年度)		
1988 年 (昭和 63 年)				教育委員会に婦人対策担当 設置
1989 年 (平成元年)		学習指導要領の改訂（高等 学校家庭科の男女必修等）		
1990 年 (平成 2 年)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略に関する 第 1 回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択			
1991 年 (平成 3 年)		「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画（第 1 次 改定）」策定 「育児休業法」公布	「さわやか信州女性プラ ン」（第 3 次長野県婦人行 動計画）策定 (計画期間： 平成 3～7 年度)	
1992 年 (平成 4 年)			「婦人室」「婦人総合センタ ー」を「女性室」「女性総合 センター」「女性行政推進協 議会」にそれぞれ名称変更。 「婦人問題県民会議」も「女 性問題県民会議」に改称	
1993 年 (平成 5 年)	国連経済社会理事会（国連 婦人に関する地位委員会） 「女性に対する暴力の撤廃 に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」公布		
1994 年 (平成 6 年)	「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会 議（於：ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動 計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置		「婦人対策担当」を「女性 対策担当」に名称変更 岡谷市女性行政推進協議会 設置（理事者・部課長・主 幹等） 岡谷市女性行動計画策定 (計画期間： 平成 6～11 年度)
1995 年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議 平等、開発、平和のための 行動（於：北京） 「北京宣言及び行動綱領」 採択	「育児休業法」改正（介護 休業制度の法制化） ILO156 号条例（家族的責 任条約）批准		
1996 年 (平成 8 年)		男女共同参画審議会が「男 女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年 プラン」策定 (計画期間：平成 8 年 12 月～12 年度)	「信州女性プラン 21」（第 4 次長野県女性行動計画） 策定（計画期間：平成 8～ 12 年度） 「女性プラン推進委員会」、 「地域女性コミュニケータ ー」設置	人権尊重都市宣言

年	世 界	日 本	長野県	岡谷市
1997 年 (平成 9 年)		「男女共同参画審議会」設置 「男女雇用機会均等法」公布 「介護保険法」公布	社会部「女性課」設置	
1998 年 (平成 10 年)		男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」答申	長野県女性行政推進協議会の構成員の拡充（警察本部長、副出納長、企業局長を追加）	
1999 年 (平成 11 年)	ESCAP ハイレベル政府間会議（於：バンコク）	「男女共同参画社会基本法」公布・施行（6 月 23 日） 「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定）		
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会女性 2000 年会議（於：ニューヨーク） 「成果文書」「政治宣言」採択	男女共同参画審議会が、「女性に対する暴力に関する基本的方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 男女共同参画基本計画策定（計画期間：平成 12 年 12 月～17 年度）	女性総合センターの愛称“あいとびあ”に決定（1 月 6 日）「男女共同参画推進委員会」設置（「女性プラン推進委員会」を改組）	第 2 次岡谷市女性プラン策定（計画期間：平成 12～16 年度）
2001 年 (平成 13 年)		内閣府男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	「女性課」を「男女共同参画課」に名称変更	
2002 年 (平成 14 年)			男女共同参画課が社会部から企画局へ移管 長野県男女共同参画社会づくり条例公布（12 月 26 日）	「女性対策担当」「女性行政推進協議会」を「男女共同参画担当」「男女共同参画推進協議会」にそれぞれ名称変更
2003 年 (平成 15 年)		「次世代育成支援対策推進法」施行（7 月 16 日）	「長野県男女共同参画推進指導委員」、「長野県男女共同参画審議会」設置 「ハートアップながの 21」（県男女共同参画計画）改定（3 月）	婦人の家の機能を生涯学習館に引き継ぎ運営
2004 年 (平成 16 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（12 月 2 日）	男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置付け（4 月） 「男女共同参画課」を「ユマニテ・人権尊重課」に改組（5 月）	「岡谷市男女共同参画条例」施行。 岡谷市男女共同参画審議会設置
2005 年 (平成 17 年)	国連「北京+10 会議」閣僚級会合（第 49 回国連女性の地位委員会）（於：ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		「男女共同参画おかやプランⅢ」策定（計画期間：平成 17～21 年度）

年	世 界	日 本	長野県	岡谷市
2006年 (平成18年)		「国の審議会等における女性委員の登用促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	男女共同参画センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定 「人権・男女共同参画課」に名称変更	教育委員会から総務部企画課へ移管
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		「配偶者暴力防止法」の一部改正施行（保護命令制度の拡充） 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定		組織改正にともない「企画政策部企画課」に名称変更
2010年 (平成22年)				「男女共同参画おかやプランⅣ」策定 (計画期間：平成22～26年度)

男女共同参画に関する現状

区分	項 目		単位	岡谷市		長野県		全 国		根拠、調査名等	調査年 (月日)		備考	
				今回	前回	今回	前回	今回	前回		今回	前回		
人 口 等	年少人口割合		%	13.9	13.9	14.1	14.6	13.5	14.0	毎月人口異動調査 (国は概算値)	H20.10.1	H15.10.1	毎年	
	老年人口の割合		%	27.0	22.9	25.5	22.8	22.1	19.0					
	一世帯当たり人数		人	2.78	2.85	2.77	2.92	2.55	2.70	国勢調査	H17	H12	5年ごと	
	高齢者のみの世帯の割合		%	19.1	15.4	17.8	14.2	16.8	12.9					
	平均寿命	女性	年	85.80	84.80	87.06	86.53	86.05	85.23	(市)市区町村別生命表の概況 (県)長野県簡易生命表 (国)簡易生命表	(市)H17 (県)H20 (国)H20	(市)H12 (県)H14 (国)H14	(市)5年ごと 国で算出 (県)(国)毎年	
		男性	年	79.80	79.00	80.37	79.69	79.29	78.32					
	出生数		人	463	530	18,388	19,735	1,091,150	1,123,828	人口動態統計	H20	H15	毎年	
	合計特殊出生率		人	1.48	1.56	1.45	1.44	1.37	1.29	人口動態統計	H20	H15	(市)5年ごと 県で算出 (県)(国)毎年	
	婚姻件数	人口千人に対して	件	5.0	5.4	5.2	5.6	5.8	5.9	人口動態統計	H20	H15	毎年	
	離婚件数	人口千人に対して	件	1.48	2.00	1.76	1.98	1.99	2.3					
未婚率 (25～29歳)	女性	%	56.3	55.0	55.6	52.1	59.0	54.0	国勢調査	H17	H12	5年ごと		
	男性	%	72.4	72.3	69.5	68.9	71.4	69.3						
進 学 率 等	進学率	高校:女性	%	98.4	97.7	98.8	98.0	98.1	97.7	学校基本調査	H20	H15	毎年	
		高校:男性	%	98.8	97.6	98.2	97.0	97.6	96.9					
		短大:女性	%	24.9	16.0	18.7	20.7	11.9	14.3					
		短大:男性	%	1.6	2.7	2.5	3.5	1.1	1.7					
		大学:女性	%	25.8	24.8	35.4	25.8	41.7	31.8					
		大学:男性	%	36.8	32.0	44.9	37.3	50.0	40.8					
	就職率	高卒:女性	%	13.1	11.5	13.0	12.4	16.1	14.3	学校基本調査	H20	H15	毎年	
		高卒:男性	%	30.9	24.9	19.3	15.7	21.8	18.4					
職 員 等	女性議員の割合	衆議院	%	-	-	-	-	9.2	7.1	総務省・内閣府調	H21.5	H16.7	不定期	
		参議院	%	-	-	-	-	18.2	13.6					
		県議会	%	50.0	50.0	19.3	13.8	8.2	6.9		H20.12.31	H15.12 H15.3.31		
		市議会	%	11.1	12.5	14.8	13.6	12.1	11.9					
	審議会等の女性委員の割合	国	%	-	-	-	-	33.2	26.8	内閣府調	H21.9.30	H15.9.30 H15.3.31	毎年	
		県	%	-	-	28.2	27.3	33.1	23.6					
		市	%	32.7	23.0	23.6	22.0	23.3	19.9		H21.4.1	H16.12.22		
	行政委員会の女性委員の割合	県	%	-	-	14.0	18.2	16.3	12.8	公職参画状況調査		H16.4.1	毎年	
		市	%	15.6	14.7	13.8	12.2	-	-					
	管 理 職 等	職員の女性管理職(課長相当職以上)の割合		%	5.7	1.6	3.3	3.8	5.7	5.3	内閣府調		H15.4.1	毎年
女性校長の割合		小学校	%	12.5	0.0	10.3	7.0	17.8	17.7	学校基本調査	H20	H15	毎年	
		中学校	%	0.0	0.0	3.8	1.6	5.2	4.3					
		高等学校	%	0.0	0.0	1.9	3.8	5.3	4.7					
女性教頭の割合		小学校	%	25.0	25.0	17.3	14.5	21.5	22.0					
		中学校	%	0.0	0.0	7.4	1.5	7.7	7.5					
		高等学校	%	0.0	0.0	5.0	1.5	6.5	5.1					
女性自治会長の割合		%	0.0	0.0	0.8	1.1	3.8	-	公職参画状況調査	H21.4.1	H16.4.1	毎年		
女性区会議員の割合		%	11.8	9.9	-	-	-	-						
女性公民館長の割合		%	0.0	0.0	6.2	4.9	-	-						
小中学校の女性PTA会長の割合		%	0.0	0.0	3.5	2.2	-	-						
就 業 状 況 等	就業率	女性	%	48.1	50.3	51.1	52.6	45.5	46.2	国勢調査	H17	H12	5年毎	
		男性	%	71.2	75.2	72.2	75.9	67.3	70.9					
		高齢者	%	21.3	22.5	29.9	31.7	21.1	22.2					
		女性:30～34歳	%	62.0	57.2	61.7	57.7	57.5	53.7					
		女性就業者のうち有配偶者	%	63.0	58.6	66.4	66.7	59.3	57.2					
	賞金の男女格差	一般労働者:所定内	%	66.8	64.6	69.9	66.5	67.8	66.8	(市)賞金実態調査 (県)賞金実態調査 (国)賞金構造基本調査	H20	(市)H16 (県)H15 (国)H15	毎年	
意 識 調 査	「男は仕事、女は家庭」の考え方に「賛成する」人の割合		女性	%	13.4	9.6	6.3	-	12.0	12.5	(市)男女共同参画に関する市民意識調査 (県)男女共同参画に関する県民意識調査 (国)男女共同参画に関する世論調査	(市)H20.8 (国)H19.8	(市)H16.4 (国)H14.7	(市)不定期 (国)不定期
			男性	%	18.0	21.5	9.9	-	15.9	17.2				
	「世の中は男女平等」と感じる人の割合		女性	%	15.5	13.3	9.7	14.4	15.9	14.4	(市)男女共同参画に関する市民意識調査 (県)男女共同参画社会に向けての県民意識調査 (国)男女共同参画に関する世論調査	(市)H20.8 (県)H20 (国)H19.8	(市)H16.4 (県)H15 (国)H14.7	(市)不定期 (県)隔年 (国)不定期
			男性	%	30.9	28.8	21.7	26.4	27.0	25.7				

用語の解説

● 育児・介護休業法

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、わが国の経済及び社会の発展を目的としている。

● 岡谷市地域防災計画

災害対策基本法および岡谷市防災会議条例に基づき、災害から市民の生命、身体および財産を保護することを目的とし、岡谷市防災会議により作成された計画。

● 家族経営協定

農家経営の方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間、休日などの就業条件、生活運営等について家族構成員の話し合いにより取り決めて明文化すること。

● 家内労働法

家内労働者の労働条件の向上を図り、生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律。（「家内労働」とは、自宅などを作業場として、製造・加工業者や問屋などなどの業者から物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品または原材料とする物品の製造や加工を行うこと。）

● 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に平均何人の子どもを産むかの指標。これにより将来の人口の自然増減を推測することができる。

● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるという取り組み。

● 性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」などのように、性の違いによって役割や能力、活動分野などを決める考え方や意識。

● 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年（昭和54年）国連総会において採択。あらゆる分野において性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習やしきたり等個人の意識も変革するよう求めている。また「女性に対する差別」の定義に、区別・排除・制限も差別としている。日本は1985年（昭和60年）に批准した。

● セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的言動により、相手方に不快感もしくは不利益を与え、就業その他の生活環境を害すること。

● 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

男女間の参画の格差を是正するために、必要な範囲において、男女のいずれか一方の性に対し、必要な機会を積極的に提供すること。

● 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして、その方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進することを目的として 1999 年(平成 11 年)6 月に制定された。

● 男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会を実現すること。

● 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するとともに、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康を確保するなどの措置を推進することを目的としている。

● 地域サポートセンター

子育てから高齢者に関する課題まで、地域で抱える多種多様な課題の解決に向けて、各種団体やボランティアなどが、より一層の連携を深め、地域の人々を巻き込んだ大きな人の輪をつくって、地域の課題の解決を図ろうとするしくみ。

● デート DV

結婚していない恋人間の暴力のことを言う。DV（ドメスティック・バイオレンス）は、大人の間だけでなく、若い人々の交際にも男女の対等でない力関係による暴力の支配が存在し、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、相手を思いどおりに支配（コントロール）しようとする態度や行為を含む。

● ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者、恋人その他親密な関係にある男女間において行われる身体的・精神的苦痛を与える暴力その他の行為。

● パートタイム労働法

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律。

短時間労働者について、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実、その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上に関する措置などを講ずることによって、短時間労働者が有する能力を有効に発揮することができることとともに、その福祉の増進を目的としている。

● 病児・病後児保育

児童の保護者が勤務等の都合により自ら看護を行うことが困難なときに、医療機関等に併設した専用の施設で児童が病中又は病気回復期にあって集団保育が困難な期間、一時預かりするもの。

岡谷市では、山崎医院併設の「キッズケアルーム・のあ」にて実施。

● ファミリー・サポート・センター

「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として登録し、会員間の育児の相互援助活動を支援する事業。

● リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

生涯にわたって心身の健康が個人の人権として尊重されること、とりわけ、性と生殖に関する健康と権利が保障されること。

- 労働基準法

働く人が意欲にあふれ能力を十分に発揮するとともに、安心して働くことのできる労働条件や環境の整備を進めることを目的としている。労働契約、賃金、労働時間、安全及び衛生、女性、就業規則などについて定めている。

- 労働力率

総人口に占める労働力人口（就業者及び完全失業者の合計）の割合。

- ワークシェアリング

労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。主に、雇用の維持・創出を目的として行われる。

困ったときの相談窓口

平成22年4月1日現在

◆女性・子どもの人権、困りごと、悩みごと等に関すること

相談事項	相談時間等	連絡先	
女性のための相談(要予約)	第3火曜10:00～16:00	23-4811(内線1528)	企画課
一般相談 ・電話相談 ・面談(要予約)	火～土8:30～17:00 (金～21:00)	22-8822(相談専用電話・予約電話)	県男女共同参画センター “あいとぴあ” (配偶者暴力相談支援センター) ＜諏訪湖ハイツ隣＞
女性のためのカウンセリング(要予約)	第2・4金曜10:00～15:50		
女性のための法律相談(要予約)	第1金曜13:00～16:00		
児童虐待・DV24時間ホットライン	毎日24時間対応	0263-91-2410	
家庭児童相談	月～金9:00～17:00	23-4811(内線1265) ★児童相談専用電話 23-4767(24時間対応)	子ども課

◆健康、育児・介護、福祉、心身の悩み、教育等に関すること

一般健康相談	電話相談	月～金8:30～17:15	23-6141(直通)	健康推進課
	面談	第1月曜13:30～15:30		
育児相談・母乳相談	電話相談	月～金8:30～17:15		
	面談	第2・4月曜9:30～11:00		
高齢者総合相談・権利擁護		月～金8:30～17:15	23-2336(直通)	地域包括支援センター (介護福祉課)
母子相談		月・火9:00～15:45 水～金10:30～17:15	23-4811(内線1259)	社会福祉課
生活福祉相談(心配ごと相談)		月～金8:30～17:15	23-4811(内線1228)	
無料法律相談(要予約)		第3火曜13:00～17:00	23-4811(内線1253・1228)	
消費生活相談		月～金8:30～17:15	23-4811(内線1253・1228)	
教育相談		月～金8:30～17:00	24-2206	教育相談室 ＜諏訪湖ハイツ内＞
入学進学支援相談 幼児～中学生、保護者を対象に就学に関する相談全般		月～金9:30～16:15	23-6925(問合せ番号)	教育総務課

◆労働・就職に関すること

中小企業経営技術相談		月～金8:30～17:15	21-7000	テクノプラザおかや (工業振興課)
キャリアサポート(要予約) 仕事上で抱える不安や悩みなどについて、専門のキャリアカウンセラーが相談に応じる		第2日曜9:00～12:30 (祝日の際はその翌日)		
ミニジョブカフェ(要予約) 仕事に対する疑問や悩みについての相談		第4水曜13:00～17:00 (祝日の際はその翌日)		
労働基準法、労災保険等に関する相談		月～金8:30～17:15	22-3454	岡谷労働基準監督署
労働問題全般に関する相談		月～金8:30～17:15	0265-76-6833	県南信労政事務所 (伊那合同庁舎内)
巡回労働相談(要予約) 労働相談員と労政事務所職員が、身近な地域に出向いて、労働問題全般について公正・中立な立場でアドバイス		第2・4水曜13:00～16:00 (祝日の際はその翌日)	0265-76-6833	県南信労政事務所 (伊那合同庁舎内)
			21-7000	テクノプラザおかや (工業振興課)

◆社会福祉協議会の相談

ふれあいおしゃべり電話	月～金8:30～17:15	24-2121	社会福祉協議会 (諏訪湖ハイツ内)
ボランティア総合相談			
金銭管理 財産保全相談			
社協心配ごと相談			
家庭介護相談			
結婚相談	火曜10:00～16:00	24-2121	社会福祉協議会
	第1・3土曜10:00～16:00	諏訪湖ハイツ24-2290 (内線3112)	諏訪湖ハイツ
	第2・4木曜18:00～21:00		

認め合い ともに輝く

男女共同参画おかやプランⅣ

平成 22 年 4 月発行

発行／岡谷市

編集／岡谷市企画政策部企画課

岡谷市幸町 8 番 1 号

電話 0266-23-4811（代表）

イラスト 宮下雅絵（岡谷市男女共同参画審議会委員）